

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年1月23日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 隆宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	北添 道生
【電話番号】	03-6453-3610
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	DC外国株式インデックスファンドL
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

DC外国株式インデックスファンドL

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

（７）【申込期間】

2026年 1月24日から2026年 7月24日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<受益権の取得申込みの方法>

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込みコース>

当ファンドは「分配金再投資コース」（自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）専用ファンドです。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所）で金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場で金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむをえない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取り消す

ことができます。

＜受付不可日＞

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。

<信託金限度額>

上限 3,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産 ()		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデック ス	特殊型

株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般						
大型株	年2回	(日本を除く)			TOPIX	条件付運用型
中小型株						
債券	年4回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI コクサイ・ インデック ス(配当込 み、円換算 ベース))	ロング・ ショート型/絶 対収益追求型
一般	年6回	北米				
公債	(隔月)					
社債						
その他債券	年12回	欧州				その他 ()
クレジット属性 ()	(毎月)	アジア				
	日々	オセアニア				
不動産投信	その他 ()	中南米				
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ				
		中近東 (中東)				
資産複合 ()		エマージ ング				
資産配分 固定型						
資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

(1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われ

ないファンドをいう。

- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

- (1)株式
- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

う。

- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の

資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

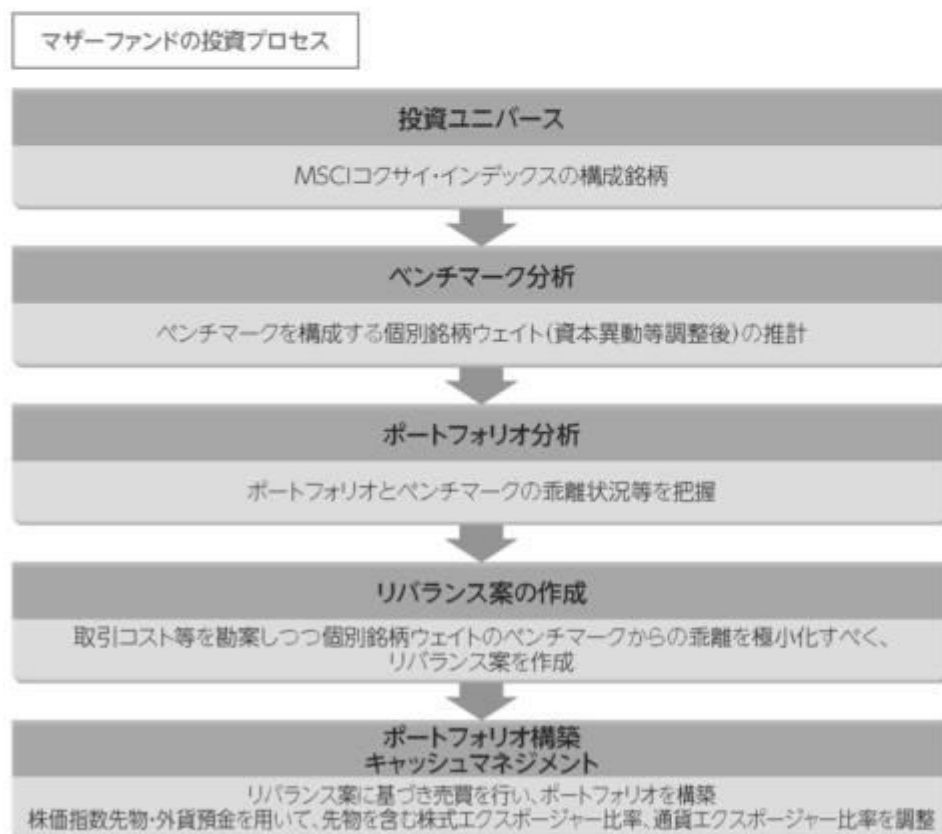
◆ESG分類：当ファンドはESG投信ではありません。

<ファンドの特色>

日本を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

MSCIコクサイ・インデックスとは

MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIコクサイ・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



分配方針

- 年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。
- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買益(評価益を含みます。)等の合計額とします。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 収益分配金は、自動的にファンドの受益権に再投資されます。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2003年1月15日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

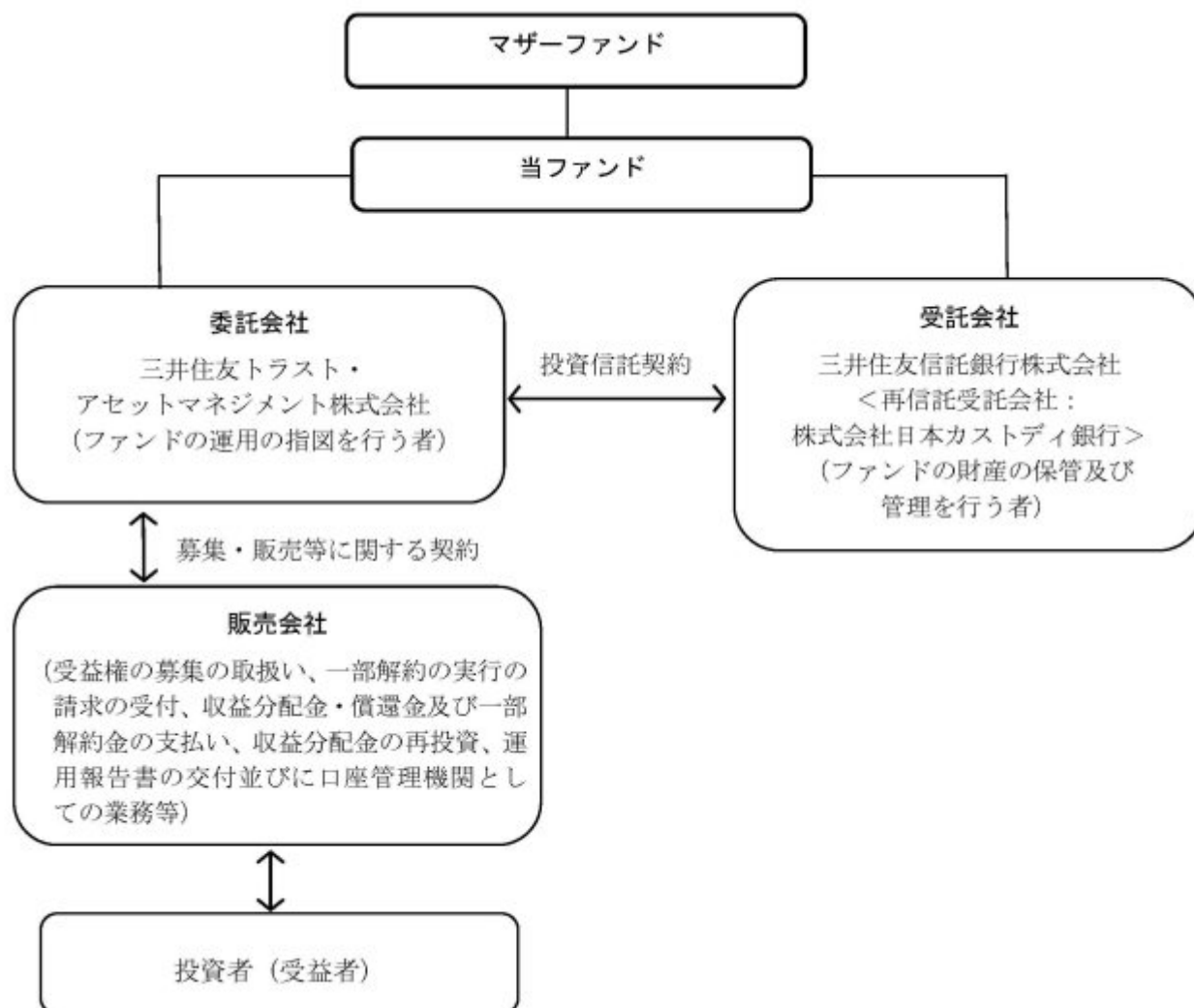
2012年4月1日 当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継

当ファンドの名称を中央三井DC外国株式インデックスファンドLからDC外国株式インデックスファンドLに変更

当ファンドの主要投資対象である中央三井外国株式マザーファンドの名称を外国株式マザーファンドに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（2025年11月28日現在）

イ. 資本金の額：20億円

ロ. 委託会社の沿革

1986年11月1日： 住信キャピタルマネジメント株式会社設立

1987年2月20日： 投資顧問業の登録

1987年9月9日： 投資一任契約に係る業務の認可

1990年10月1日： 住信投資顧問株式会社に商号変更

1999年2月15日： 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

1999年3月25日： 証券投資信託委託業の認可

2007年9月30日： 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）

2012年4月1日： 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

2018年10月1日： 三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 運用方針

当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式等に投資する外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。

② 投資態度

- A. 株式への実質投資は、日本を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- B. 株式の実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- C. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーの調整等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。
- D. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- E. 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき等、並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- F. 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- G. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- H. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- A. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条及び第26条に定めるものに限ります。）
 - 3. 金銭債権（上記1.、2. 及び下記4. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 4. 約束手形（上記1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- B. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形

② 運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「外国株式マザーファンド」の

受益証券及び次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書
 9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. から11. までの証券又は証書の性質を有するもの
 13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
 14. 投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1. の証券又は証書並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記1. の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から6. までの証券並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. の証券及び上記14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 運用指図できる金融商品

A. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

B. 金融商品による運用の特例

上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「外国株式マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている国の株式に投資を行い、同指数と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位（90%以上）とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

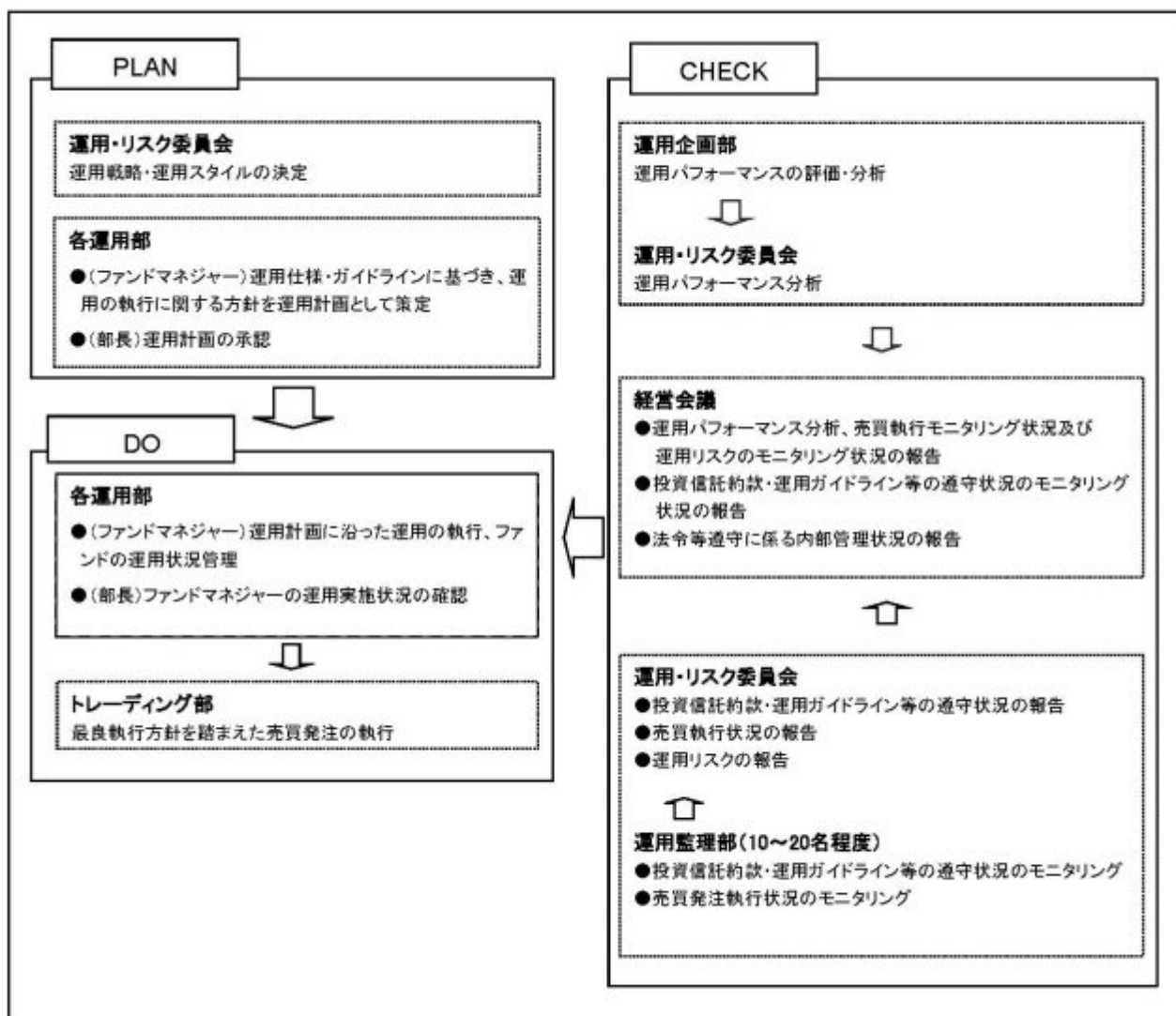
3. 投資制限

- ① 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年１回の毎決算時（決算日は10月24日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ・分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
- ・分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ・収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

A. 外貨建資産への投資制限

委託会社は、外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

B. 株式への投資制限

委託会社は、株式への実質投資割合には、制限を設けません。

C. 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

委託会社は、新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

D. 投資信託証券への投資制限

委託会社は、投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

E. 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

F. 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

G. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

H. 投資する株式等の範囲

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取

引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所^イ）^ロ）^ハ及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場^イ）^ロ）^ハ）^ニに上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの^イとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

I. 信用取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

J. 先物取引等の運用指図

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

K. スワップ取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

L. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ、金利先渡し取引及び為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ、委託会社は、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

M. 有価証券の貸付けの指図及び範囲

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の
a. 及びb. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

a. 株式の貸付けは、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b. 公社債の貸付けは、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ、信託財産の一部解約等の事由により、上記イ. a. 及びb. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ、委託会社は、有価証券の貸付けに当たり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

N. 公社債の空売りの指図範囲

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有していない公社債又は借入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた公社債の引き渡し又は買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ、上記イ. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ、信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

O. 公社債の借入れ

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ、上記イ. の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ、信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ、上記イ. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

P. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

Q. 外国為替予約取引の指図

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ、上記イ. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではあ

りません。

ハ、信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

R. 一部解約の請求及び有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

S. 再投資の指図

委託会社は、上記R. の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

T. 資金の借入れ

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ、一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ、収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二、借入金の利息は信託財産中から支弁します。

U. 受託会社による資金の立替え

イ、信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ、信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ、上記イ、及びロ. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

V. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

W. デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<関連法令に基づく投資制限>

イ、同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

③ 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ① ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ② 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ③ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落すること

になります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ④ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ⑥ 確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

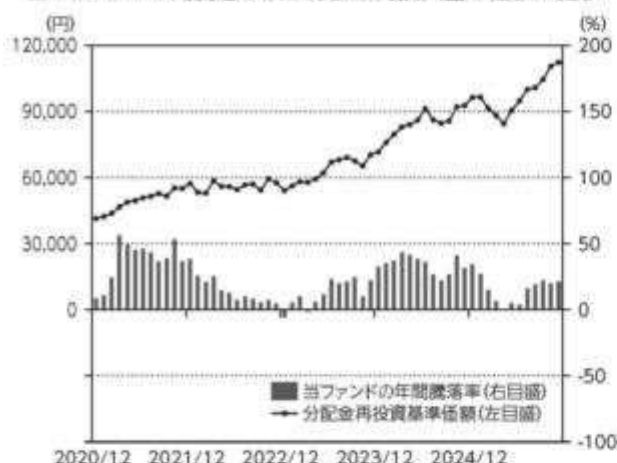
（２）リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

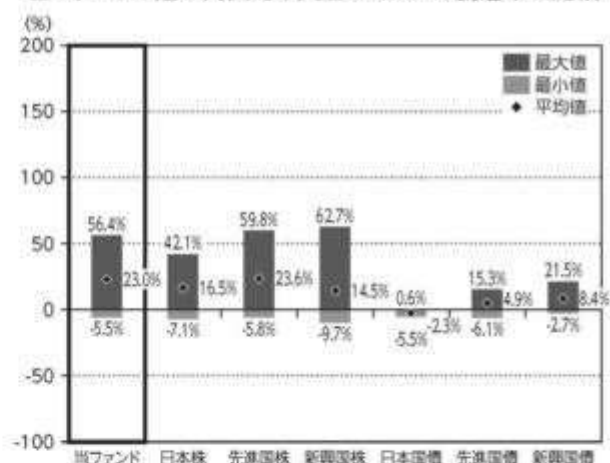
- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*2020年12月～2025年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPXが算出、公表する指数で、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての可能性を有するマーケットベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る権利又は利益は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る権利又は利益に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の組立、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイインデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイインデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公算定期付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他の一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPMorgan EMBI(B&B)・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デベロップメント・インデックス	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（※）として当該基準価額から控除します。また、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.275%（税抜 0.25%）（※）を乗じて得た額とします（信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.1265% （税抜 0.115%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.0935% （税抜 0.085%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.055% （税抜 0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

- ②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、投資信託財産から収受する信託報酬中より委託会社が支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すこ

とができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※上記は、2025年11月28日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.29%	0.28%	0.01%

※対象期間は2024年10月25日～2025年10月24日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は、2025年11月28日現在の状況について記載してあります。

【DC外国株式インデックスファンドL】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	282,233,333,085	99.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	140,534,063	0.05
合計（純資産総額）		282,373,867,148	100.00

（注1）国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

（注2）投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	30,723,287,187	8.8815	272,870,154,113	9.1863	282,233,333,085	99.95

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期計算期間末	(2016年10月24日)	35,024,327,388	35,024,327,388	24,057	24,057
第15期計算期間末	(2017年10月24日)	47,325,581,303	47,325,581,303	32,090	32,090
第16期計算期間末	(2018年10月24日)	52,404,650,051	52,404,650,051	32,647	32,647
第17期計算期間末	(2019年10月24日)	58,768,883,685	58,768,883,685	35,097	35,097
第18期計算期間末	(2020年10月26日)	70,767,705,976	70,767,705,976	38,034	38,034
第19期計算期間末	(2021年10月25日)	107,533,891,743	107,533,891,743	54,779	54,779
第20期計算期間末	(2022年10月24日)	127,658,514,530	127,658,514,530	57,495	57,495
第21期計算期間末	(2023年10月24日)	156,554,505,747	156,554,505,747	66,174	66,174
第22期計算期間末	(2024年10月24日)	228,782,768,304	228,782,768,304	91,575	91,575
第23期計算期間末	(2025年10月24日)	273,814,763,241	273,814,763,241	108,579	108,579
	2024年11月末日	234,472,254,032	—	92,678	—
	12月末日	244,430,565,806	—	96,359	—
	2025年 1月末日	247,003,518,063	—	96,552	—
	2月末日	234,904,184,177	—	91,458	—
	3月末日	227,244,984,869	—	88,168	—
	4月末日	215,251,214,149	—	84,433	—
	5月末日	230,483,727,624	—	90,499	—
	6月末日	240,111,197,042	—	94,794	—
	7月末日	252,357,518,100	—	100,030	—

8月末日	254,453,871,838	—	100,833	—
9月末日	265,208,463,567	—	104,494	—
10月末日	279,328,863,761	—	110,534	—
11月末日	282,373,867,148	—	112,286	—

②【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第14期計算期間	2015年10月27日～2016年10月24日	0
第15期計算期間	2016年10月25日～2017年10月24日	0
第16期計算期間	2017年10月25日～2018年10月24日	0
第17期計算期間	2018年10月25日～2019年10月24日	0
第18期計算期間	2019年10月25日～2020年10月26日	0
第19期計算期間	2020年10月27日～2021年10月25日	0
第20期計算期間	2021年10月26日～2022年10月24日	0
第21期計算期間	2022年10月25日～2023年10月24日	0
第22期計算期間	2023年10月25日～2024年10月24日	0
第23期計算期間	2024年10月25日～2025年10月24日	0

③【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第14期計算期間	2015年10月27日～2016年10月24日	△12.7
第15期計算期間	2016年10月25日～2017年10月24日	33.4
第16期計算期間	2017年10月25日～2018年10月24日	1.7
第17期計算期間	2018年10月25日～2019年10月24日	7.5
第18期計算期間	2019年10月25日～2020年10月26日	8.4
第19期計算期間	2020年10月27日～2021年10月25日	44.0
第20期計算期間	2021年10月26日～2022年10月24日	5.0
第21期計算期間	2022年10月25日～2023年10月24日	15.1
第22期計算期間	2023年10月25日～2024年10月24日	38.4
第23期計算期間	2024年10月25日～2025年10月24日	18.6

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第14期計算期間	2015年10月27日～2016年10月24日	2,695,088,133	1,687,333,484	14,558,911,960
第15期計算期間	2016年10月25日～2017年10月24日	3,000,825,064	2,811,924,615	14,747,812,409
第16期計算期間	2017年10月25日～2018年10月24日	3,413,186,245	2,108,921,738	16,052,076,916
第17期計算期間	2018年10月25日～2019年10月24日	3,133,026,591	2,440,598,451	16,744,505,056
第18期計算期間	2019年10月25日～2020年10月26日	6,452,648,702	4,590,813,603	18,606,340,155
第19期計算期間	2020年10月27日～2021年10月25日	5,965,402,304	4,941,088,772	19,630,653,687
第20期計算期間	2021年10月26日～2022年10月24日	6,964,368,124	4,391,514,154	22,203,507,657
第21期計算期間	2022年10月25日～2023年10月24日	5,310,577,921	3,855,916,239	23,658,169,339

第22期計算期間	2023年10月25日～2024年10月24日	5,670,925,993	4,345,960,213	24,983,135,119
第23期計算期間	2024年10月25日～2025年10月24日	4,584,860,520	4,350,005,241	25,217,990,398

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

外国株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	510,255,282,902	71.10
	イギリス	26,092,839,139	3.64
	カナダ	24,980,830,362	3.48
	スイス	18,855,951,533	2.63
	フランス	17,344,204,218	2.42
	ドイツ	17,164,637,491	2.39
	オランダ	12,164,028,236	1.70
	アイルランド	11,736,291,920	1.64
	オーストラリア	10,568,209,503	1.47
	スペイン	6,496,351,388	0.91
	スウェーデン	5,674,679,887	0.79
	イタリア	5,018,782,671	0.70
	デンマーク	3,341,213,578	0.47
	香港	2,809,787,728	0.39
	シンガポール	2,520,489,517	0.35
	フィンランド	2,029,069,811	0.28
	イスラエル	1,875,016,994	0.26
	ベルギー	1,524,495,208	0.21
	ケイマン	1,379,545,380	0.19
	ルクセンブルク	1,220,429,362	0.17
	ノルウェー	1,007,541,301	0.14
	ジャージー	806,710,280	0.11
	バミューダ	745,911,440	0.10
	リベリア	602,048,263	0.08
	オーストリア	465,261,861	0.06
	キュラソー	460,886,995	0.06
	ニュージーランド	433,189,748	0.06
	ポルトガル	334,199,961	0.05
	パナマ	229,183,643	0.03
	マン島	53,481,568	0.01
	小計	688,190,551,888	95.90
新株予約権証券	カナダ	—	—
投資信託受益証券	オーストラリア	84,203,139	0.01

	香港	44,018,271	0.01
	小計	128,221,410	0.02
投資証券	アメリカ	9,561,175,338	1.33
	オーストラリア	620,689,826	0.09
	フランス	243,892,964	0.03
	シンガポール	173,732,829	0.02
	イギリス	157,983,415	0.02
	香港	109,190,353	0.02
	小計	10,866,664,725	1.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	18,439,131,258	2.57
合計(純資産総額)		717,624,569,281	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	14,063,525,766	1.96
	買建	カナダ	491,505,436	0.07
	買建	ドイツ	2,383,983,303	0.33
	買建	イギリス	946,143,198	0.13
	買建	オーストラリア	529,958,664	0.07

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	2,234,727,325	0.31

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(％)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1,401,366	20,158.28	28,249,129,612	28,234.12	39,566,341,133	5.51
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	855,837	36,477.56	31,218,846,117	43,472.65	37,205,507,921	5.18
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	407,233	65,180.00	26,543,450,280	76,043.86	30,967,571,276	4.32

アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費財・サービス流通・小売り	552,264	37,254.44	20,574,289,090	35,893.33	19,822,594,441	2.76
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	335,463	29,955.48	10,048,957,703	50,113.76	16,811,315,122	2.34
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	258,097	36,201.89	9,343,599,694	62,271.38	16,072,058,713	2.24
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	281,831	30,249.95	8,525,374,194	50,165.45	14,138,180,743	1.97
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	125,132	111,307.54	13,928,135,496	99,242.33	12,418,391,776	1.73
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	162,985	58,396.36	9,517,731,207	66,815.22	10,889,879,512	1.52
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	46,492	136,113.03	6,328,167,284	172,972.77	8,041,850,218	1.12
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	158,563	43,370.84	6,877,011,612	48,185.65	7,640,461,728	1.06
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	79,509	75,000.05	5,963,179,145	80,073.95	6,366,600,080	0.89
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	97,962	54,552.66	5,344,087,944	52,281.52	5,121,603,017	0.71
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	138,748	24,069.33	3,339,571,690	32,510.12	4,510,714,518	0.63
アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギー	245,859	16,983.39	4,175,519,504	17,976.42	4,419,665,899	0.62
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	252,871	16,093.73	4,069,638,231	17,088.33	4,321,143,854	0.60
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	49,158	89,036.32	4,376,847,591	85,352.38	4,195,752,586	0.58
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	246,539	15,962.16	3,935,295,778	16,624.70	4,098,638,935	0.57
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	22,385	129,695.08	2,903,224,545	162,931.51	3,647,222,075	0.51
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	25,562	164,588.37	4,207,207,921	142,260.76	3,636,469,644	0.51
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	101,792	30,237.42	3,077,927,609	35,658.38	3,629,738,407	0.51
アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	131,020	17,815.45	2,334,180,713	25,964.55	3,401,876,009	0.47
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	405,797	7,441.49	3,019,734,845	8,299.82	3,368,043,558	0.47
アメリカ	株式	HOME DEPOT	一般消費財・サービス流通・小売り	57,218	64,757.10	3,705,272,160	55,677.26	3,185,741,812	0.44
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	93,903	17,223.03	1,617,294,637	33,556.41	3,151,047,681	0.44
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	134,988	26,459.50	3,571,715,783	23,220.39	3,134,475,018	0.44
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	97,486	27,019.04	2,633,978,639	32,102.88	3,129,581,828	0.44
アメリカ	株式	GE AEROSPACE	資本財	61,287	32,275.17	1,978,048,822	46,459.59	2,847,368,929	0.40

アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	228,582	9,754.91	2,229,798,300	11,914.84	2,723,518,894	0.38
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	52,568	82,951.24	4,360,581,205	51,642.47	2,714,741,747	0.38

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.40
		素材	3.06
		資本財	7.35
		商業・専門サービス	1.18
		運輸	1.33
		自動車・自動車部品	2.01
		耐久消費財・アパレル	0.95
		消費者サービス	1.64
		メディア・娯楽	7.70
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.70
		生活必需品流通・小売り	1.64
		食品・飲料・タバコ	2.54
		家庭用品・パーソナル用品	1.12
		ヘルスケア機器・サービス	3.24
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.69
		銀行	6.45
		金融サービス	6.70
		保険	2.84
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.02
		ソフトウェア・サービス	9.28
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.00
		電気通信サービス	1.03
		公益事業	2.68
		半導体・半導体製造装置	11.09
		不動産管理・開発	0.26
		小計	
新株予約権証券	—	—	—
投資信託受益証券	—	—	0.02
投資証券	—	—	1.51
合計			97.43

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	簿価金額 (現地通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P 500 EMIN	買建	263	アメリカドル	88,286,814.8	13,828,363,802	89,788,200	14,063,525,766	1.96
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSE 60	買建	12	カナダドル	4,233,062	472,325,057	4,404,960	491,505,436	0.07
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SWISS MKT IX	買建	30	スイスフラン	3,682,210	716,373,955	3,850,500	749,114,775	0.10
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DJ EURO STOXX	買建	159	ユーロ	8,726,448.8	1,584,723,102	9,002,580	1,634,868,528	0.23
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTU	買建	24	オーストラリアドル	5,308,943	543,423,405	5,177,400	529,958,664	0.07
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100	買建	47	イギリスポンド	4,426,636.25	917,774,493	4,563,465	946,143,198	0.13

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	11,681,600.00	1,810,735,298	1,828,026,855	0.25
	カナダドル	買建	580,000.00	64,400,300	64,706,830	0.01
	ユーロ	買建	1,200,000.00	214,071,960	217,729,200	0.03
	イギリスポンド	買建	600,000.00	122,585,190	124,264,440	0.02

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

《参考情報》

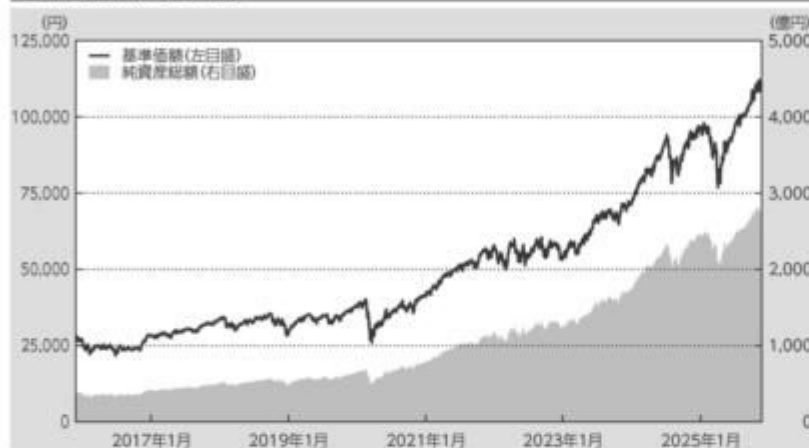
交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2003年1月15日

作成基準日：2025年11月28日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基準価額 112,286円

純資産総額 2,823.74億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
2025年10月	0円
設定来 分配金合計額	0円

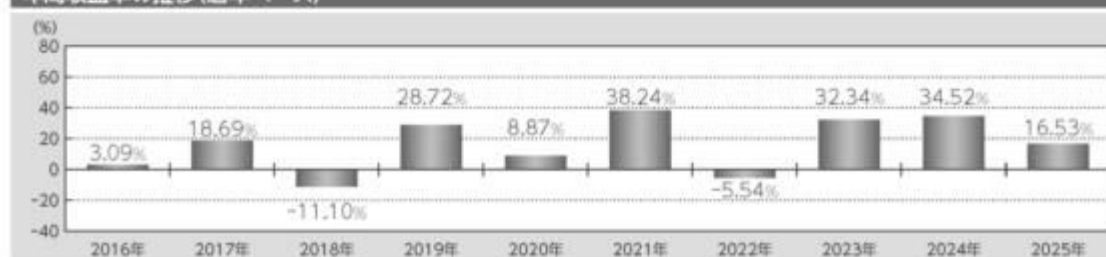
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	業種	実質投資比率
NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	5.5%
APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.2%
MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	4.3%
AMAZON.COM	アメリカ	株式	一般消費財・サービス流通・小売り	2.8%
ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	2.3%
BROADCOM INC	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	2.2%
ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	メディア・娯楽	2.0%
META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	1.7%
TESLA INC	アメリカ	株式	自動車・自動車部品	1.5%
ELI LILLY & CO	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ファーマス	1.1%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2025年は年初から作成基準日までの収益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

当ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。）による取得の申込みのみの取扱いとなります。

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドは、「分配金再投資コース」（※）専用ファンドです。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込単位>

1円以上1円単位とします。

<申込価額>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

ありません。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

<申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむをえない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<一部解約単位>

1口以上1口単位とします。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）

でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

<受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとしします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

＜基準価額の算出方法＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

A. 親投資信託受益証券（外国株式マザーファンド）の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

B. 外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）の評価方法

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。（2003年 1月15日設定）

ただし、下記「(5)その他 ＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年10月25日から翌年10月24日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2003年1月15日から2003年10月24日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

（１）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

（２）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）における公告等の手続き

委託会社は上記（１）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの繰上償還を行いません。

④委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑤ファンドの繰上償還において、上記②から④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＜投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き＞

（１）投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のう

え、この投資信託約款を変更することができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2) 重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該約款変更を行いません。
- ④委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>に従い、新受託会社を選任します。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

<反対者の買取請求権>

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
- 当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

＜公告＞

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜混蔵寄託＞

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、販売会社に交付されます。
販売会社は、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

(2)償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(2024年10月25日から2025年10月24日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【DC外国株式インデックスファンドL】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 (2024年10月24日現在)	第23期 (2025年10月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	598,185,053	677,926,114
親投資信託受益証券	228,668,495,813	273,679,025,920
未収入金	105,226,632	-
未収利息	3,550	8,705
流動資産合計	229,371,911,048	274,356,960,739
資産合計	229,371,911,048	274,356,960,739
負債の部		
流動負債		
未払解約金	292,860,788	203,064,779
未払受託者報酬	59,256,400	67,826,558
未払委託者報酬	237,025,556	271,306,161
流動負債合計	589,142,744	542,197,498
負債合計	589,142,744	542,197,498
純資産の部		
元本等		
元本	24,983,135,119	25,217,990,398
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	203,799,633,185	248,596,772,843
（分配準備積立金）	99,755,100,301	125,693,954,896
元本等合計	228,782,768,304	273,814,763,241
純資産合計	228,782,768,304	273,814,763,241
負債純資産合計	229,371,911,048	274,356,960,739

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自 2023年10月25日 至 2024年10月24日	第23期 自 2024年10月25日 至 2025年10月24日
営業収益		
受取利息	382,132	2,023,062
有価証券売買等損益	62,093,048,419	43,092,247,385
営業収益合計	62,093,430,551	43,094,270,447
営業費用		
支払利息	25,243	-
受託者報酬	109,240,839	132,090,759
委託者報酬	436,963,264	528,362,925
営業費用合計	546,229,346	660,453,684
営業利益又は営業損失（△）	61,547,201,205	42,433,816,763
経常利益又は経常損失（△）	61,547,201,205	42,433,816,763
当期純利益又は当期純損失（△）	61,547,201,205	42,433,816,763
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,870,147,180	849,593,962
期首剰余金又は期首欠損金（△）	132,896,336,408	203,799,633,185
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,179,320,931	38,685,603,649
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,179,320,931	38,685,603,649
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,953,078,179	35,472,686,792
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,953,078,179	35,472,686,792
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	203,799,633,185	248,596,772,843

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第22期 (2024年10月24日現在)	第23期 (2025年10月24日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	24,983,135,119口	25,217,990,398口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)9.1575円 (91,575円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)10.8579円 (108,579円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自 2023年10月25日 至 2024年10月24日			第23期 自 2024年10月25日 至 2025年10月24日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,451,745,373円	費用控除後の配当等収益額	A	3,656,507,598円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	52,225,308,652円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	37,927,715,203円
収益調整金額	C	104,044,532,884円	収益調整金額	C	122,902,817,947円
分配準備積立金額	D	44,078,046,276円	分配準備積立金額	D	84,109,732,095円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	203,799,633,185円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	248,596,772,843円
当ファンドの期末残存口数	F	24,983,135,119口	当ファンドの期末残存口数	F	25,217,990,398口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	81,574円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	98,579円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第23期 自 2024年10月25日 至 2025年10月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第23期 (2025年10月24日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第22期 自 2023年10月25日 至 2024年10月24日	第23期 自 2024年10月25日 至 2025年10月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	23,658,169,339円	24,983,135,119円
期中追加設定元本額	5,670,925,993円	4,584,860,520円
期中一部解約元本額	4,345,960,213円	4,350,005,241円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第22期 (2024年10月24日現在)	第23期 (2025年10月24日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	60,607,045,627	43,066,289,113
合計	60,607,045,627	43,066,289,113

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	30,817,280,836	273,679,025,920	
合計		30,817,280,836	273,679,025,920	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

外国株式マザーファンド

貸借対照表

	2025年10月24日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	7,374,962,681
コール・ローン	1,073,215,269
株式	668,426,144,545
投資信託受益証券	121,701,096
投資証券	10,910,870,211
派生商品評価勘定	299,414,043
未収配当金	320,608,882
未収利息	13,781
差入委託証拠金	6,664,013,902
流動資産合計	695,190,944,410
資産合計	695,190,944,410
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,640,853
前受金	298,437,895
未払解約金	232,629,412
流動負債合計	532,708,160
負債合計	532,708,160
純資産の部	
元本等	
元本	78,221,446,423
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	616,436,789,827
元本等合計	694,658,236,250
純資産合計	694,658,236,250
負債純資産合計	695,190,944,410

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2025年10月24日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)新株予約権証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(金融商品取引所等に上場されるまでの間は、気配相場又は取得価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (3)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (4)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (1)先物取引

	2025年10月24日現在
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2025年10月24日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	78,221,446,423口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 8.8807円 (1万口当たり純資産額) (88,807円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2025年10月24日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	2025年10月24日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券

	2025年10月24日現在
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2025年10月24日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年10月25日
期首元本額	79,543,851,336円
期中追加設定元本額	6,735,414,576円
期中一部解約元本額	8,057,819,489円
期末元本額	78,221,446,423円
期末元本額の内訳	
外国株式インデックスファンド	1,307,253,522円
DC外国株式インデックスファンド	5,046,548,540円
DC外国株式インデックスファンドL	30,817,280,836円
DCバランスファンド30	360,777,903円
DCバランスファンド50	910,926,452円
DCバランスファンド70	786,063,589円
グローバル・インデックス・バランス・ファンド	211,340,413円
外国株式インデックスe	3,821,787,306円
インデックスコレクション（外国株式）	20,401,406,989円
インデックスコレクション（バランス株式30）	1,906,804,755円
インデックスコレクション（バランス株式50）	1,058,823,633円
インデックスコレクション（バランス株式70）	1,344,129,362円
私募外国株式パッシブファンド（適格機関投資家専用）	5,624,102,157円
外国株式パッシブファンド私募A（適格機関投資家専用）	1,550,467,527円
外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	211,729,060円
バランスVA30（適格機関投資家専用）	6,510,918円
バランスVA50（適格機関投資家専用）	90,764,181円
VAバランスファンド（株25／100）（適格機関投資家専用）	11,582,311円
VAバランスファンド（株50／100）（適格機関投資家専用）	33,549,570円
VAバランスファンド（株60／100）（適格機関投資家専用）	48,994,983円
バランスVA25（適格機関投資家専用）	59,987,875円
バランスVA37.5（適格機関投資家専用）	84,589,957円
バランスVA50L（適格機関投資家専用）	1,724,113,900円
バランスVA75（適格機関投資家専用）	229,019,324円
VAバランスファンド（株40／100）（適格機関投資家専用）	32,966,184円
VAポートフォリオ40（適格機関投資家専用）	268,221,044円
VAポートフォリオ20（適格機関投資家専用）	3,775,915円
バランスVA40（適格機関投資家専用）	32,916,285円
VAバランスファンド2（株40／100）（適格機関投資家専用）	30,625,507円
VAバランス50－50（適格機関投資家専用）	105,137,078円

区分	2025年10月24日現在
VAファンド25（適格機関投資家専用）	1,638,240円
バランスVA25L（適格機関投資家専用）	23,150,007円
VAバランス20-80（適格機関投資家専用）	69,803,473円
私募外国株式インデックスファンドAL（適格機関投資家専用）	4,657,627円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年10月24日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	61,930,172,925
投資信託受益証券	26,360,410
投資証券	183,163,465
合計	62,139,696,800

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「外国株式マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

（2025年10月24日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	15,450,402,489	—	15,748,840,384	298,437,895
合計		15,450,402,489	—	15,748,840,384	298,437,895

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

（2025年10月24日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	1,581,977,336	—	1,581,695,056	△282,280
	アメリカドル	1,188,439,426	—	1,187,643,024	△796,402
	ユーロ	268,923,280	—	269,394,176	470,896
	イギリスポンド	101,577,750	—	101,618,000	40,250
	スイスフラン	23,036,880	—	23,039,856	2,976
	売建	144,618,900	—	145,001,325	△382,425
	アメリカドル	114,150,000	—	114,482,325	△332,325
	イギリスポンド	30,468,900	—	30,519,000	△50,100
	合計	1,726,596,236	—	1,726,696,381	△664,705

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BAKER HUGHES CO	56,594	48.89	2,766,880.66	
	CHENIERE ENERGY INC	12,816	221.54	2,839,256.64	
	CHEVRON CORP	113,524	156.56	17,773,317.44	
	CONOCOPHILLIPS	73,160	90.08	6,590,252.80	
	COTERRA ENERGY INC	41,058	23.74	974,716.92	
	DEVON ENERGY CORPORATION	36,666	33.44	1,226,111.04	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	10,676	147.17	1,571,186.92	
	EOG RESOURCES INC	31,475	108.08	3,401,818.00	
	EQT CORPORATION	31,839	53.56	1,705,296.84	
	EXPAND ENERGY CORP	11,833	104.46	1,236,075.18	
	EXXON MOBIL	249,511	115.98	28,938,285.78	
	HALLIBURTON CO	51,295	27.22	1,396,249.90	
	KINDER MORGAN INC	115,314	26.25	3,026,992.50	
	MARATHON PETROLEUM CORP	18,416	195.96	3,608,799.36	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	42,607	42.88	1,826,988.16	
	ONEOK INC	35,918	69.76	2,505,639.68	
	PHILLIPS 66	23,509	135.81	3,192,757.29	
	SLB LTD	82,516	36.01	2,971,401.16	
	TARGA RESOURCES CORP	12,379	156.80	1,941,027.20	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,188	937.64	1,113,916.32	
	VALERO ENERGY CORP	18,652	173.13	3,229,220.76	
	WILLIAMS COS	71,452	58.93	4,210,666.36	
	AIR PRODUCTS&CHEMICALS	12,937	254.93	3,298,029.41	
	AMCOR PLC	133,438	8.23	1,098,194.74	
	AVERY DENNISON CORP	4,953	186.28	922,644.84	
	BALL CORP	17,147	49.70	852,205.90	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	10,379	86.93	902,246.47	
	CORTEVA INC	40,775	63.48	2,588,397.00	
	CRH PLC	38,049	117.87	4,484,835.63	
	CROWN HOLDINGS INC	6,218	98.97	615,395.46	
	DOW INC	42,336	24.51	1,037,655.36	
	DUPONT DE NEMOURS INC	23,669	81.29	1,924,053.01	
	ECOLAB INC	14,774	275.02	4,063,145.48	

FREEPORT-MCMORAN INC	80,748	41.23	3,329,240.04
INT'L PAPER CO	28,836	49.10	1,415,847.60
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	13,928	65.77	916,044.56
LINDE PLC	27,130	450.08	12,210,670.40
LYONDELLBASELL INDU-CL A	14,698	46.81	688,013.38
MARTIN MARIETTA MATERIALS	3,496	619.35	2,165,247.60
NEWMONT CORPORATION	63,687	88.91	5,662,411.17
NUCOR CORP	12,567	138.45	1,739,901.15
PACKAGING CORP OF AMERICA	5,174	213.26	1,103,407.24
PPG INDUSTRIES INC	13,874	103.50	1,435,959.00
RELIANCE INC	3,200	273.74	875,968.00
RPM INTERNATIONAL INC	6,894	112.32	774,334.08
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	14,099	331.75	4,677,343.25
SMURFIT WESTROCK PLC	32,309	43.02	1,389,933.18
STEEL DYNAMICS INC	8,151	150.72	1,228,518.72
VULCAN MATERIALS CO	7,535	292.06	2,200,672.10
3 M COMPANY	32,049	171.60	5,499,608.40
AECOM	7,200	132.49	953,928.00
AERCAP HOLDINGS NV	10,745	120.64	1,296,276.80
ALLEGION PLC	4,638	171.22	794,118.36
AMETEK INC	13,992	189.20	2,647,286.40
AXON ENTERPRISE INC	4,059	716.39	2,907,827.01
BOEING CO	43,050	217.77	9,374,998.50
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	6,900	124.20	856,980.00
CARLISLE COS INC	2,870	338.50	971,495.00
CARRIER GLOBAL CORP	43,538	57.12	2,486,890.56
CATERPILLAR	27,383	520.50	14,252,851.50
CNH INDUSTRIAL NV	57,411	10.79	619,464.69
CUMMINS INC	7,929	417.74	3,312,260.46
DEERE&CO	14,704	469.42	6,902,351.68
DOVER CORP	8,451	181.22	1,531,490.22
EATON CORP	22,922	372.40	8,536,152.80
EMCOR GROUP INC	2,546	696.28	1,772,728.88
EMERSON ELECTRIC CO	31,834	133.19	4,239,970.46
FASTENAL CO	63,783	42.99	2,742,031.17
FERGUSON ENTERPRISES INC	11,566	245.02	2,833,901.32
FORTIVE CORP	20,480	49.62	1,016,217.60
GE AEROSPACE	61,287	306.39	18,777,723.93
GE VERNOVA INC	15,612	595.15	9,291,481.80
GENERAL DYNAMICS CORP	13,560	341.50	4,630,740.00
GRACO INC	8,952	81.67	731,109.84
GRAINGER (WW) INC	2,543	964.07	2,451,630.01

HEICO CORP	2,252	317.56	715,145.12
HEICO CORP-CLASS A	4,228	247.66	1,047,106.48
HONEYWELL INTL INC	37,071	220.67	8,180,457.57
HOWMET AEROSPACE INC	22,727	200.10	4,547,672.70
HUBBELL INC	3,270	433.27	1,416,792.90
IDEX CORP	3,983	168.37	670,617.71
ILLINOIS TOOL WORKS	15,702	257.44	4,042,322.88
INGERSOLL-RAND INC	22,994	80.36	1,847,797.84
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	9,600	62.55	600,480.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	37,145	110.55	4,106,379.75
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	11,282	293.28	3,308,784.96
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,906	494.99	943,450.94
LOCKHEED MARTIN CORP	12,498	488.05	6,099,648.90
MASCO CORP	12,110	69.49	841,523.90
NORDSON CORP	3,191	235.95	752,916.45
NORTHROP GRUMMAN CORP	7,707	605.74	4,668,438.18
OTIS WORLDWIDE CORP	23,094	92.97	2,147,049.18
OWENS CORNING	4,965	128.63	638,647.95
PACCAR INC	29,938	99.38	2,975,238.44
PARKER HANNIFIN CORP	7,433	766.20	5,695,164.60
PENTAIR PLC	9,772	110.70	1,081,760.40
QUANTA SERVICES INC	8,794	427.36	3,758,203.84
ROCKET LAB CORP	24,963	63.57	1,586,897.91
ROCKWELL AUTOMATION INC	6,432	357.16	2,297,253.12
RTX CORP	76,501	179.44	13,727,339.44
SNAP-ON INC	3,310	346.67	1,147,477.70
TEXTRON	10,911	79.47	867,097.17
TRANE TECHNOLOGIES PLC	13,119	415.85	5,455,536.15
TRANSDIGM GROUP INC	3,231	1,350.00	4,361,850.00
UNITED RENTALS INC	3,928	914.30	3,591,370.40
VERTIV HOLDINGS CO-A	21,018	183.20	3,850,497.60
WABTEC CORP	10,381	196.95	2,044,537.95
WATSCO INC	2,000	359.08	718,160.00
XYLEM INC	14,075	147.69	2,078,736.75
AUTOMATIC DATA PROCESS	23,954	281.55	6,744,248.70
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	7,038	100.29	705,841.02
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS LLC	6,756	232.10	1,568,067.60
CINTAS CORP	21,288	192.34	4,094,533.92
COPART INC	56,038	44.67	2,503,217.46
EQUIFAX INC	6,976	231.31	1,613,618.56
JACOBS SOLUTIONS INC	7,866	160.77	1,264,616.82
LEIDOS HOLDINGS	6,940	191.39	1,328,246.60

PAYCHEX INC	18,498	124.75	2,307,625.50
PAYCOM SOFTWARE INC	2,625	200.25	525,656.25
REPUBLIC SERVICES INC	12,999	223.11	2,900,206.89
ROLLINS INC	15,210	56.79	863,775.90
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	12,962	80.88	1,048,366.56
TRANSUNION	10,758	83.48	898,077.84
VERALTO CORP	14,528	104.87	1,523,551.36
VERISK ANALYTICS INC	8,140	234.79	1,911,190.60
WASTE CONNECTIONS INC	14,985	176.81	2,649,497.85
WASTE MANAGEMENT INC	22,788	216.11	4,924,714.68
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	6,274	125.41	786,822.34
CSX CORP	112,980	35.53	4,014,179.40
DELTA AIR LINES INC	10,884	58.77	639,652.68
EXPEDITORS INTL WASH INC	8,512	118.47	1,008,416.64
FEDEX CORP	13,559	238.17	3,229,347.03
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	134,628	5.72	770,072.16
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	4,321	166.74	720,483.54
NORFOLK SOUTHERN CORP	13,411	283.83	3,806,444.13
OLD DOMINION FREIGHT LINE	11,264	135.86	1,530,327.04
U-HAUL HOLDING CO	5,076	50.31	255,373.56
UBER TECHNOLOGIES INC	112,748	94.61	10,667,088.28
UNION PACIFIC CORP	35,223	220.04	7,750,468.92
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	4,803	95.68	459,551.04
UNITED PARCEL SERVICE B	42,301	87.03	3,681,456.03
APTIV PLC	13,353	84.97	1,134,604.41
FORD MOTOR COMPANY	234,591	12.34	2,894,852.94
GENERAL MOTORS CO	53,821	66.85	3,597,933.85
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	40,190	13.09	526,087.10
TESLA INC	167,174	448.98	75,057,782.52
DECKERS OUTDOOR CORP	8,400	102.54	861,336.00
DR HORTON INC	15,998	158.55	2,536,482.90
GARMIN LTD	9,152	250.17	2,289,555.84
LENNAR CORP-CL A	13,582	127.34	1,729,531.88
LULULEMON ATHLETICA INC	6,410	179.06	1,147,774.60
NIKE B	69,265	69.68	4,826,385.20
NVR INC	161	7,679.41	1,236,385.01
PULTE GROUP INC	12,386	120.86	1,496,971.96
TAPESTRY INC	11,934	114.90	1,371,216.60
AIRBNB INC-CLASS A	25,073	127.35	3,193,046.55
BOOKING HOLDINGS INC	1,880	5,093.47	9,575,723.60
CARNIVAL CORPORATION	57,539	29.44	1,693,948.16
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	79,300	41.80	3,314,740.00

DARDEN RESTAURANTS INC	6,950	186.46	1,295,897.00
DOMINO'S PIZZA INC	2,103	421.76	886,961.28
DOORDASH INC - A	20,271	254.59	5,160,793.89
DRAFTKINGS INC	24,000	34.70	832,800.00
EXPEDIA GROUP INC	7,097	215.65	1,530,468.05
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	10,117	251.29	2,542,300.93
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	14,280	267.63	3,821,756.40
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,200	148.31	474,592.00
LAS VEGAS SANDS CORP	18,196	56.89	1,035,170.44
MARRIOTT INTL A	13,639	269.70	3,678,438.30
MCDONALD'S CORP	41,009	306.97	12,588,532.73
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	14,466	316.88	4,583,986.08
STARBUCKS CORP	66,486	85.44	5,680,563.84
YUM BRANDS INC	16,259	146.37	2,379,829.83
ALPHABET INC-CL A	336,945	253.08	85,274,040.60
ALPHABET INC-CL C	284,295	253.73	72,134,170.35
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	5,239	243.92	1,277,896.88
COMCAST CORP-CL A	215,065	29.30	6,301,404.50
ELECTRONIC ARTS INC	14,435	200.62	2,895,949.70
FOX CORP - CLASS A	14,455	58.81	850,098.55
FOX CORP- CLASS B	6,975	52.83	368,489.25
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	12,328	97.02	1,196,062.56
LIVE NATION ENTERTAINMENT	9,903	153.33	1,518,426.99
META PLATFORMS INC-CLASS A	125,633	734.00	92,214,622.00
NETFLIX INC	24,666	1,113.59	27,467,810.94
NEWS CORP-CLASS A	25,883	26.40	683,311.20
OMNICOM GROUP	10,921	80.33	877,283.93
PINTEREST INC- CLASS A	35,629	33.45	1,191,790.05
REDDIT INC-CL A	5,058	200.82	1,015,747.56
ROBLOX CORP -CLASS A	31,128	129.24	4,022,982.72
SNAP INC - A	62,654	7.87	493,086.98
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	8,805	673.86	5,933,337.30
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	10,120	254.53	2,575,843.60
THE WALT DISNEY CO	103,685	113.03	11,719,515.55
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	26,248	54.13	1,420,804.24
WARNER BROS DISCOVERY INC	143,312	21.25	3,045,380.00
AMAZON.COM	552,264	221.09	122,100,047.76
AUTOZONE INC	975	3,850.00	3,753,750.00
BEST BUY COMPANY INC	12,926	82.43	1,065,490.18
BURLINGTON STORES INC	3,549	268.11	951,522.39
CARVANA CO	6,671	342.01	2,281,548.71
DICK'S SPORTING GOODS INC	3,209	227.87	731,234.83

EBAY	26,830	95.52	2,562,801.60
GENUINE PARTS CO	7,768	133.26	1,035,163.68
HOME DEPOT	57,218	385.03	22,030,646.54
LOWES COMPANIES	32,897	243.87	8,022,591.39
MERCADOLIBRE INC	2,594	2,148.32	5,572,742.08
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	50,745	98.27	4,986,711.15
POOL CORP	2,087	300.31	626,746.97
ROSS STORES INC	19,707	156.66	3,087,298.62
SEA LTD-ADR	22,168	156.26	3,463,971.68
TJX COMPANIES INC	63,743	142.40	9,077,003.20
TRACTOR SUPPLY COMPANY	32,225	56.35	1,815,878.75
ULTA BEAUTY INC	2,749	524.48	1,441,795.52
WILLIAMS-SONOMA INC	7,000	188.03	1,316,210.00
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	19,000	19.21	364,990.00
COSTCO WHOLESALE CORP	25,562	942.05	24,080,682.10
DOLLAR GENERAL CORP	12,157	102.99	1,252,049.43
DOLLAR TREE INC	11,506	100.62	1,157,733.72
KROGER CO	34,783	68.66	2,388,200.78
SYSCO CORP	28,275	78.21	2,211,387.75
TARGET (DAYTON HUDSON)	26,160	94.25	2,465,580.00
WALMART INC	254,740	106.86	27,221,516.40
ALTRIA GROUP INC	95,653	64.57	6,176,314.21
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	27,207	62.51	1,700,709.57
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	10,307	28.11	289,729.77
BUNGE GLOBAL SA	8,498	96.69	821,671.62
COCA-COLA CO	234,999	69.94	16,435,830.06
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	12,651	91.29	1,154,909.79
CONSTELLATION BRANDS INC-A	9,454	139.72	1,320,912.88
GENERAL MILLS INC	31,192	47.93	1,495,032.56
HERSHEY FOODS CORPORATION	8,938	181.58	1,622,962.04
HORMEL FOODS CORP	15,714	23.77	373,521.78
JM SMUCKER CO	6,809	102.59	698,535.31
KELLANOVA	16,208	83.03	1,345,750.24
KEURIG DR PEPPER INC	71,245	27.55	1,962,799.75
KRAFT HEINZ CO/THE	54,672	25.41	1,389,215.52
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	13,652	67.37	919,735.24
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	10,122	45.62	461,765.64
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	76,844	61.01	4,688,252.44
MONSTER BEVERAGE CORP	43,508	69.89	3,040,774.12
PEPSICO INC	78,532	151.51	11,898,383.32
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	89,454	157.70	14,106,895.80
TYSON FOODS INC	17,680	51.81	916,000.80

CHURCH & DWIGHT CO INC	14,150	86.71	1,226,946.50
CLOROX COMPANY	7,594	116.33	883,410.02
COLGATE-PALMOLIVE CO	45,149	78.44	3,541,487.56
ESTEE LAUDER CO-CL A	13,683	99.49	1,361,321.67
KENVUE INC	107,793	15.09	1,626,596.37
KIMBERLY-CLARK CORP	19,938	118.76	2,367,836.88
PROCTER & GAMBLE CO	134,988	152.21	20,546,523.48
ABBOTT LABORATORIES	99,520	126.34	12,573,356.80
ALIGN TECHNOLOGY INC	4,193	136.00	570,248.00
BAXTER INTERNATIONAL	31,501	22.99	724,207.99
BECTON DICKINSON & CO	16,824	186.53	3,138,180.72
BOSTON SCIENTIFIC CORP	86,777	102.39	8,885,097.03
CARDINAL HEALTH	14,569	159.16	2,318,802.04
CENCORA INC	10,539	328.56	3,462,693.84
CENTENE CORP	29,946	34.36	1,028,944.56
COOPER COS INC/THE	12,215	74.52	910,261.80
CVS HEALTH CORP	73,487	81.07	5,957,591.09
DAVITA INC	3,092	128.02	395,837.84
DEXCOM INC	22,165	71.06	1,575,044.90
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	34,369	76.53	2,630,259.57
ELEVANCE HEALTH INC	13,315	346.28	4,610,718.20
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	25,756	77.26	1,989,908.56
HCA HEALTHCARE INC	10,562	440.16	4,648,969.92
HOLOGIC INC	12,961	73.89	957,688.29
HUMANA INC	6,841	291.30	1,992,783.30
IDEXX LABORATORIES INC	4,634	638.60	2,959,272.40
INSULET CORP	4,284	323.46	1,385,702.64
INTUITIVE SURGICAL INC	20,516	551.30	11,310,470.80
LABCORP HOLDINGS INC	5,238	284.00	1,487,592.00
MCKESSON CORP	7,095	792.97	5,626,122.15
MEDTRONIC PLC	72,977	94.21	6,875,163.17
MOLINA HEALTHCARE INC	3,516	161.00	566,076.00
QUEST DIAGNOSTICS	6,246	183.23	1,144,454.58
RESMED INC	8,586	265.26	2,277,522.36
SOLVENTUM CORP	8,012	72.27	579,027.24
STERIS PLC	5,851	241.85	1,415,064.35
STRYKER CORP	19,593	383.06	7,505,294.58
THE CIGNA GROUP	15,320	305.07	4,673,672.40
UNITEDHEALTH GROUP INC	52,568	360.45	18,948,135.60
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	3,100	208.63	646,753.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	9,303	291.50	2,711,824.50
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	11,864	103.16	1,223,890.24

ABBVIE INC	101,792	228.25	23,234,024.00
AGILENT TECHNOLOGIES	17,321	147.46	2,554,154.66
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	7,854	464.00	3,644,256.00
AMGEN	30,736	292.89	9,002,267.04
BIOGEN INC	8,034	150.08	1,205,742.72
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	10,231	54.55	558,101.05
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	118,084	43.83	5,175,621.72
DANAHER CORP	37,598	222.73	8,374,202.54
ELI LILLY & CO	46,492	821.04	38,171,791.68
GILEAD SCIENCES INC	72,563	120.74	8,761,256.62
ILLUMINA INC	8,558	99.97	855,543.26
INCYTE CORP	10,628	89.31	949,186.68
IQVIA HOLDINGS INC	10,842	219.91	2,384,264.22
JOHNSON & JOHNSON	138,748	192.47	26,704,827.56
MERCK & CO	144,284	87.18	12,578,679.12
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,299	1,437.75	1,867,637.25
NATERA INC	6,797	195.00	1,325,415.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	6,281	143.67	902,391.27
PFIZER	323,847	24.67	7,989,305.49
REGENERON PHARMACEUTICALS	6,283	575.69	3,617,060.27
REVVITY INC	6,426	97.57	626,984.82
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	23,158	36.85	853,372.30
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	68,316	19.02	1,299,370.32
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	21,589	571.91	12,346,964.99
UNITED THERAPEUTICS CORP	2,421	426.21	1,031,854.41
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	14,903	422.63	6,298,454.89
WATERS CORP	3,306	355.68	1,175,878.08
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	4,106	307.25	1,261,568.50
ZOETIS INC	26,169	146.39	3,830,879.91
BANK OF AMERICA CORP	415,694	51.76	21,516,321.44
CITIGROUP	106,524	96.69	10,299,805.56
CITIZENS FINANCIAL GROUP	25,193	50.96	1,283,835.28
FIFTH THIRD BANCORP	37,411	42.07	1,573,880.77
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	573	1,751.52	1,003,620.96
HUNTINGTON BANCSHARES INC	89,580	15.86	1,420,738.80
JPMORGAN CHASE & CO	160,812	294.54	47,365,566.48
KEY CORP	47,783	17.52	837,158.16
M & T BANK CORP	9,606	181.09	1,739,550.54
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	23,164	181.95	4,214,689.80
REGIONS FINL CORP	56,690	24.10	1,366,229.00
TRUIST FINANCIAL CORP	76,097	43.61	3,318,590.17
US BANCORP	90,086	47.82	4,307,912.52

WELLS FARGO & CO	187,403	84.46	15,828,057.38	
AFFIRM HOLDINGS INC	15,663	75.54	1,183,183.02	
AMERICAN EXPRESS	32,693	354.93	11,603,726.49	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	5,526	478.15	2,642,256.90	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	25,298	123.05	3,112,918.90	
ARES MANAGEMENT CORP - A	11,165	148.43	1,657,220.95	
BANK NEW YORK CO	42,289	106.68	4,511,390.52	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	78,008	490.16	38,236,401.28	
BLACKROCK INC	8,422	1,125.00	9,474,750.00	
BLACKSTONE INC	42,529	154.98	6,591,144.42	
BLOCK INC	31,222	78.56	2,452,800.32	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	36,493	220.04	8,029,919.72	
CARLYLE GROUP INC/THE	15,027	57.55	864,803.85	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	5,992	237.25	1,421,602.00	
CME GROUP INC	20,449	268.90	5,498,736.10	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	11,265	322.76	3,635,891.40	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	13,006	31.86	414,371.16	
CORPAY INC	3,879	284.45	1,103,381.55	
EQUITABLE HOLDINGS INC	18,461	48.70	899,050.70	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	2,368	286.84	679,237.12	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	31,029	67.52	2,095,078.08	
FISERV INC	31,649	123.96	3,923,210.04	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	4,371	170.69	746,085.99	
GLOBAL PAYMENTS INC	15,111	87.48	1,321,910.28	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	17,827	750.78	13,384,155.06	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	25,440	67.17	1,708,804.80	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	33,628	157.45	5,294,728.60	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	4,616	155.72	718,803.52	
KKR & CO INC	36,018	120.96	4,356,737.28	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	4,627	338.29	1,565,267.83	
MASTERCARD INC-CLASS A	49,544	573.77	28,426,860.88	
MOODY'S CORP	9,562	479.30	4,583,066.60	
MORGAN STANLEY	70,454	159.31	11,224,026.74	
MSCI INC	4,678	538.75	2,520,272.50	
NASDAQ INC	24,462	88.82	2,172,714.84	
NORTHERN TRUST CORP	11,862	124.74	1,479,665.88	
PAYPAL HOLDINGS INC	54,043	69.66	3,764,635.38	
PRICE T ROWE GROUP INC	13,208	102.49	1,353,687.92	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	10,558	165.08	1,742,914.64	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	41,178	134.33	5,531,440.74	
ROCKET COS INC-CLASS A	52,700	17.61	928,047.00	
S&P GLOBAL INC	17,950	482.70	8,664,465.00	

SCHWAB (CHARLES) CORP	98,583	94.60	9,325,951.80
SOFI TECHNOLOGIES INC	55,000	28.08	1,544,400.00
STATE STREET CORP	15,678	114.61	1,796,855.58
SYNCHRONY FINANCIAL	23,931	73.24	1,752,706.44
TOAST INC-CLASS A	28,589	38.80	1,109,253.20
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	6,542	110.77	724,657.34
VISA INC-CLASS A SHARES	99,413	345.96	34,392,921.48
AFLAC	31,141	107.55	3,349,214.55
ALLSTATE CORP	15,236	194.46	2,962,792.56
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	3,803	133.60	508,080.80
AMERICAN INT'L GROUP	33,853	78.85	2,669,309.05
AON PLC	11,563	341.35	3,947,030.05
ARCH CAPITAL GROUP LTD	22,403	87.46	1,959,366.38
ARTHUR J GALLAGHER & CO	14,440	282.49	4,079,155.60
BROWN & BROWN INC	17,365	88.77	1,541,491.05
CHUBB LTD	22,271	282.94	6,301,356.74
CINCINNATI FINANCIAL CORP	9,155	155.72	1,425,616.60
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	1,444	325.69	470,296.36
EVEREST GROUP LTD	2,474	349.27	864,093.98
FNF GROUP	15,987	56.76	907,422.12
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	16,673	125.25	2,088,293.25
LOEWS CORP	10,482	99.94	1,047,571.08
MARKEL GROUP INC	702	1,896.18	1,331,118.36
MARSH & MCLENNAN COS	28,680	188.08	5,394,134.40
METLIFE INC	33,455	78.17	2,615,177.35
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	12,725	79.44	1,010,874.00
PROGRESSIVE CORP	33,469	220.59	7,382,926.71
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	20,869	101.76	2,123,629.44
TRAVELERS COS INC/THE	13,220	269.10	3,557,502.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	6,009	331.38	1,991,262.42
WR BERKLEY CORP	19,276	75.24	1,450,326.24
WEYERHAEUSER CO	40,664	23.85	969,836.40
ACCENTURE PLC-CL A	36,707	249.81	9,169,775.67
ADOBE INC	24,357	354.12	8,625,300.84
AKAMAI TECHNOLOGIES, INC	8,949	74.61	667,684.89
APPLOVIN CORP-CLASS A	13,448	589.70	7,930,285.60
ATLASSIAN CORP-CL A	9,723	165.01	1,604,392.23
AUTODESK INC	12,745	309.84	3,948,910.80
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	8,160	51.31	418,689.60
CADENCE DESIGN SYSTEMS	16,083	337.27	5,424,313.41
CHECK POINT SOFTWARE TECH	4,694	193.56	908,570.64
CLOUDFLARE INC - CLASS A	18,306	217.16	3,975,330.96

COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	28,407	68.03	1,932,528.21
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	14,388	521.98	7,510,248.24
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	2,784	507.04	1,411,599.36
DATADOG INC - CLASS A	15,775	156.59	2,470,207.25
DOCUSIGN INC	10,873	71.08	772,852.84
DYNATRACE INC	18,651	49.94	931,430.94
FAIR ISAAC CORP	1,454	1,615.36	2,348,733.44
FORTINET INC	38,809	84.93	3,296,048.37
GARTNER INC	4,549	250.92	1,141,435.08
GEN DIGITAL INC	29,838	27.19	811,295.22
GODADDY INC - CLASS A	8,654	132.43	1,146,049.22
HUBSPOT INC	2,971	475.80	1,413,601.80
INTL BUSINESS MACHINES CORP	53,268	285.00	15,181,380.00
INTUIT INC	16,029	677.72	10,863,173.88
MICROSOFT CORP	408,486	520.56	212,641,472.16
MONDAY.COM LTD	2,400	196.23	470,952.00
MONGODB INC	4,115	330.01	1,357,991.15
NUTANIX INC - A	14,588	69.73	1,017,221.24
OKTA INC	9,345	88.55	827,499.75
ORACLE CORP	97,486	280.07	27,302,904.02
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	131,020	180.48	23,646,489.60
PALO ALTO NETWORKS INC	37,719	215.02	8,110,339.38
PTC INC	7,030	204.67	1,438,830.10
ROPER TECHNOLOGIES INC	6,369	479.96	3,056,865.24
SALESFORCE INC	55,181	255.05	14,073,914.05
SAMSARA INC-CL A	16,923	38.65	654,073.95
SERVICENOW INC	11,861	939.17	11,139,495.37
SNOWFLAKE INC	19,236	252.99	4,866,515.64
STRATEGY INC	15,143	284.92	4,314,543.56
SYNOPSYS INC	10,403	456.09	4,744,704.27
TWILIO INC - A	9,334	110.82	1,034,393.88
TYLER TECHNOLOGIES INC	2,478	516.25	1,279,267.50
VERISIGN INC	5,329	250.58	1,335,340.82
WIX.COM LTD	3,273	140.26	459,070.98
WORKDAY INC-CLASS A	12,333	243.28	3,000,372.24
ZOOM COMMUNICATIONS INC	15,053	82.79	1,246,237.87
ZSCALER INC	6,238	318.77	1,988,487.26
AMPHENOL CORPORATION	68,993	135.31	9,335,442.83
APPLE INC	864,232	259.58	224,337,342.56
ARISTA NETWORKS INC	61,004	152.76	9,318,971.04
CDW CORP/DE	7,411	158.48	1,174,495.28
CISCO SYSTEMS	228,582	70.27	16,062,457.14

CORNING	48,294	85.84	4,145,556.96
DELL TECHNOLOGIES -C	18,365	154.23	2,832,433.95
F5 INC	3,114	301.86	939,992.04
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	75,299	23.19	1,746,183.81
HP INC	53,353	27.83	1,484,813.99
JABIL INC	5,732	206.57	1,184,059.24
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	10,706	168.38	1,802,676.28
MOTOROLA SOLUTIONS INC	9,722	444.83	4,324,637.26
NETAPP INC	11,393	117.79	1,341,981.47
PURE STORAGE INC - CLASS A	19,185	93.63	1,796,291.55
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	12,887	226.41	2,917,745.67
SUPER MICRO COMPUTER INC	30,990	47.92	1,485,040.80
TE CONNECTIVITY PLC	17,335	234.09	4,057,950.15
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	2,845	536.69	1,526,883.05
TRIMBLE IMS HOLDINGS	13,869	80.70	1,119,228.30
WESTERN DIGITAL CORP	20,197	125.72	2,539,166.84
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	2,892	313.89	907,769.88
AT&T INC	421,365	24.62	10,374,006.30
T-MOBILE US INC	29,246	219.99	6,433,827.54
VERIZON COMMUNICATIONS	247,587	38.40	9,507,340.80
ALLIANT ENERGY CORPORATION	16,451	68.60	1,128,538.60
AMEREN CORPORATION	14,991	104.33	1,564,011.03
AMERICAN ELECTRIC POWER	30,895	116.18	3,589,381.10
AMERICAN WATER WORKS CO INC	11,087	142.58	1,580,784.46
ATMOS ENERGY CORP	9,420	175.75	1,655,565.00
CENTERPOINT ENERGY INC	36,651	39.60	1,451,379.60
CMS ENERGY CORP	17,231	74.56	1,284,743.36
CONSOLIDATED EDISON INC	20,558	100.77	2,071,629.66
CONSTELLATION ENERGY	18,305	365.80	6,695,969.00
DOMINION ENERGY INC	52,081	60.68	3,160,275.08
DTE ENERGY COMPANY	12,475	141.54	1,765,711.50
DUKE ENERGY CORP	45,215	127.26	5,754,060.90
EDISON INTL	21,304	57.27	1,220,080.08
ENTERGY CORP	24,548	95.67	2,348,507.16
ESSENTIAL UTILITIES INC	18,012	41.30	743,895.60
EVERGY INC	14,737	77.89	1,147,864.93
EVERSOURCE ENERGY	21,065	73.89	1,556,492.85
EXELON CORP	59,536	47.60	2,833,913.60
FIRSTENERGY CORP	30,792	46.52	1,432,443.84
NEXTERA ENERGY INC	117,628	83.25	9,792,531.00
NISOURCE INC	25,553	43.87	1,121,010.11
NRG ENERGY INC	12,298	163.81	2,014,535.38

	PG&E CORP	128,135	16.30	2,088,600.50	
	PPL CORPORATION	45,254	37.36	1,690,689.44	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE	28,637	82.73	2,369,139.01	
	SEMPRA	38,151	91.81	3,502,643.31	
	SOUTHERN CO	63,803	96.15	6,134,658.45	
	VISTRA CORP	19,603	191.37	3,751,426.11	
	WEC ENERGY GROUP INC	18,373	115.91	2,129,614.43	
	XCEL ENERGY INC	33,943	80.41	2,729,356.63	
	ADVANCED MICRO DEVICES	93,903	234.99	22,066,265.97	
	ANALOG DEVICES	28,647	243.29	6,969,528.63	
	APPLIED MATERIALS	46,452	228.47	10,612,888.44	
	BROADCOM INC	258,097	344.29	88,860,216.13	
	ENTEGRIS INC	8,008	90.75	726,726.00	
	FIRST SOLAR INC	5,850	229.00	1,339,650.00	
	INTEL CORP	247,571	38.16	9,447,309.36	
	KLA CORP	7,778	1,159.00	9,014,702.00	
	LAM RESEARCH CORP	75,850	147.54	11,190,909.00	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	50,387	82.77	4,170,531.99	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	31,692	65.09	2,062,832.28	
	MICRON TECHNOLOGY	65,498	206.71	13,539,091.58	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	2,829	1,070.80	3,029,293.20	
	NVIDIA CORP	1,411,396	182.16	257,099,895.36	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	15,107	220.73	3,334,568.11	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	24,703	51.78	1,279,121.34	
	QUALCOMM	62,594	170.03	10,642,857.82	
	TERADYNE INC	9,235	145.04	1,339,444.40	
	TEXAS INSTRUMENTS	52,569	172.19	9,051,856.11	
	CBRE GROUP INC-A	17,986	164.20	2,953,301.20	
	COSTAR GROUP INC	25,311	77.66	1,965,652.26	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	64,300	6.19	398,017.00	
	ZILLOW GROUP INC-C	8,148	78.04	635,869.92	
	アメリカドル 小計	21,147,261		3,361,604,134.45 (513,283,335,289)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	36,244	25.55	926,034.20	
	CAMECO CORP	23,649	120.66	2,853,488.34	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	122,354	43.68	5,344,422.72	
	CENOVUS ENERGY INC	83,349	24.18	2,015,378.82	
	ENBRIDGE	123,593	65.98	8,154,666.14	
	IMPERIAL OIL	11,645	125.62	1,462,844.90	
	KEYERA CORP	10,963	43.39	475,684.57	
	PEMBINA PIPELINE CORP	32,665	53.34	1,742,351.10	
	SUNCOR ENERGY	73,948	55.42	4,098,198.16	

TC ENERGY CORP	61,689	71.32	4,399,659.48
TOURMALINE OIL CORP	20,945	61.45	1,287,070.25
WHITECAP RESOURCES INC	72,100	10.50	757,050.00
AGNICO EAGLE MINES	29,877	230.15	6,876,191.55
ALAMOS GOLD INC-CLASS A	24,420	44.58	1,088,643.60
BARRICK MINING CORP	101,706	44.67	4,543,207.02
CCL INDUSTRIES INC - CL B	7,302	80.21	585,693.42
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	44,533	29.89	1,331,091.37
FRANCO-NEVADA CORP	11,522	267.43	3,081,328.46
IVANHOE MINES LTD-CL A	35,897	14.57	523,019.29
KINROSS GOLD CORP	74,937	33.40	2,502,895.80
LUNDIN GOLD INC	6,808	98.01	667,252.08
LUNDIN MINING CORP	47,730	20.47	977,033.10
NUTRIEN LTD	26,434	80.87	2,137,717.58
PAN AMERICAN SILVER CORP	17,256	50.66	874,188.96
TECK RESOURCES LTD-CL B	27,966	59.39	1,660,900.74
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	26,120	137.36	3,587,843.20
ATKINSREALIS GROUP INC	10,000	96.38	963,800.00
BOMBARDIER INC-B	5,192	193.80	1,006,209.60
CAE INC	16,864	40.01	674,728.64
STANTEC INC	6,135	156.48	960,004.80
TOROMONT INDUSTRIES LTD	4,269	161.46	689,272.74
WSP GLOBAL INC	7,506	281.62	2,113,839.72
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORPORATION	20,483	37.42	766,473.86
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	11,755	64.40	757,022.00
RB GLOBAL INC	9,676	142.39	1,377,765.64
THOMSON REUTERS CORP	9,577	228.64	2,189,685.28
CANADIAN NATL RAILWAY CO	31,884	134.25	4,280,427.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	54,877	106.24	5,830,132.48
TFI INTERNATIONAL INC	4,630	124.40	575,972.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	14,682	64.47	946,548.54
GILDAN ACTIVEWEAR INC	10,000	84.96	849,600.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	17,311	94.31	1,632,600.41
CANADIAN TIRE CORP -CL A	2,586	174.34	450,843.24
DOLLARAMA INC	15,355	186.14	2,858,179.70
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	41,739	72.80	3,038,599.20
EMPIRE CO LTD 'A'	7,330	48.61	356,311.30
LOBLAW COMPANIES LTD	36,272	58.48	2,121,186.56
METRO INC	13,489	94.55	1,275,384.95
WESTON (GEORGE) LTD	11,115	89.21	991,569.15
SAPUTO INC	17,963	34.52	620,082.76
BANK MONTREAL	42,340	176.12	7,456,920.80

	BANK NOVA SCOTIA	71,603	90.18	6,457,158.54	
	CANADIAN IMPERIAL BANK	53,925	114.04	6,149,607.00	
	NATIONAL BANK OF CANADA	22,772	152.83	3,480,244.76	
	ROYAL BANK OF CANADA	81,388	206.34	16,793,599.92	
	TORONTO-DOMINION BANK	99,555	113.14	11,263,652.70	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	24,728	75.20	1,859,545.60	
	BROOKFIELD CORP	118,729	63.59	7,549,977.11	
	IGM FINANCIAL INC	3,890	53.19	206,909.10	
	TMX GROUP LTD	16,225	49.59	804,597.75	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,082	2,325.18	2,515,844.76	
	GREAT-WEST LIFECO INC	15,674	58.96	924,139.04	
	IA FINANCIAL CORP INC	5,415	160.70	870,190.50	
	INTACT FINANCIAL CORP	9,825	265.10	2,604,607.50	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	100,823	45.04	4,541,067.92	
	POWER CORP OF CANADA	29,442	63.04	1,856,023.68	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	32,024	85.85	2,749,260.40	
	CGI INC - CL A	11,043	123.37	1,362,374.91	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,203	3,727.91	4,484,675.73	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	4,402	135.62	596,999.24	
	OPEN TEXT CORP	15,045	54.59	821,306.55	
	SHOPIFY INC - CLASS A	70,929	233.51	16,562,630.79	
	CELESTICA INC	6,797	395.83	2,690,456.51	
	BCE INC	3,102	33.39	103,575.78	
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	22,766	54.00	1,229,364.00	
	TELUS CORP	23,120	21.12	488,294.40	
	ALTAGAS INCOME LTD	14,516	42.81	621,429.96	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	6,264	55.36	346,775.04	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	5,978	40.37	241,331.86	
	EMERA INC	19,067	69.06	1,316,767.02	
	FORTIS INC	29,864	72.26	2,157,972.64	
	HYDRO ONE LTD	20,457	52.71	1,078,288.47	
	FIRSTSERVICE CORP	2,028	233.00	472,524.00	
	カナダドル 小計	2,522,363		213,938,208.40 (23,347,076,682)	
ユーロ	ENI	124,154	15.58	1,935,064.24	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	19,250	16.91	325,517.50	
	NESTE OIL OYJ	21,882	17.53	383,591.46	
	OMV AG	8,243	46.28	381,486.04	
	REPSOL SA	71,632	15.29	1,095,253.28	
	TENARIS SA	27,420	15.69	430,356.90	
	TOTALENERGIES SE	120,670	54.10	6,528,247.00	
	AIR LIQUIDE	32,930	172.88	5,692,938.40	

AKZO NOBEL	9,224	60.08	554,177.92	
ARCELORMITTAL	29,386	33.33	979,435.38	
ARKEMA	1,797	52.70	94,701.90	
BASF SE	52,265	43.71	2,284,503.15	
COVESTRO AG-TEND	10,438	60.20	628,367.60	
DSM-FIRMENICH AG	10,830	75.54	818,098.20	
EVONIK INDUSTRIES AG	19,273	14.95	288,131.35	
HEIDELBERG MATERIALS AG	8,131	192.85	1,568,063.35	
STORA ENSO OYJ R	43,342	9.60	416,083.20	
SYENSQO SA	3,676	71.58	263,128.08	
SYMRISE AG	7,051	81.14	572,118.14	
UPM KYMMENE OYJ	32,788	23.26	762,648.88	
ACS ACTIV. CONST. Y SVCS	9,045	70.85	640,838.25	
AIRBUS SE	34,697	207.25	7,190,953.25	
ALSTOM	16,908	21.78	368,256.24	
BOUYGUES ORD	11,344	41.47	470,435.68	
BRENTAG SE	6,434	50.44	324,530.96	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	29,498	35.07	1,034,494.86	
DASSAULT AVIATION SA	1,210	283.80	343,398.00	
EIFFAGE	4,432	112.40	498,156.80	
FERROVIAL SE	29,779	54.60	1,625,933.40	
GEA GROUP AG	7,649	62.90	481,122.10	
HENSOLDT AG	3,676	96.65	355,285.40	
IMCD NV	3,050	94.58	288,469.00	
KINGSPAN GROUP PLC	9,798	68.75	673,612.50	
KNORR-BREMSE AG	5,221	79.95	417,418.95	
KONE OYJ-B	19,254	58.66	1,129,439.64	
LEGRAND SA	15,620	146.20	2,283,644.00	
LEONARDO SPA	23,610	51.34	1,212,137.40	
METSO CORPORATION	35,225	13.70	482,582.50	
MTU AERO ENGINES AG	2,865	386.70	1,107,895.50	
PRYSMIAN SPA	15,275	88.62	1,353,670.50	
RATIONAL AG	268	661.00	177,148.00	
REXEL SA	15,000	29.03	435,450.00	
RHEINMETALL AG	2,641	1,766.00	4,664,006.00	
SAFRAN SA	20,502	307.80	6,310,515.60	
SAINT-GOBAIN	25,039	89.34	2,236,984.26	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	31,924	249.10	7,952,268.40	
SIEMENS	43,840	239.65	10,506,256.00	
SIEMENS ENERGY AG	38,274	98.88	3,784,533.12	
THALES SA	5,540	260.70	1,444,278.00	
VINCI S.A.	28,324	122.85	3,479,603.40	

WARTSILA OYJ	30,397	26.55	807,040.35
BUREAU VERITAS SA	21,724	28.60	621,306.40
RANDSTAD NV	5,866	34.70	203,550.20
TELEPERFORMANCE	3,110	66.14	205,695.40
WOLTERS KLUWER	13,568	112.85	1,531,148.80
ADP	1,532	123.70	189,508.40
AENA SME SA	41,160	23.81	980,019.60
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	38,499	6.97	268,415.02
DHL GROUP	55,718	39.16	2,181,916.88
GETLINK	18,582	15.85	294,524.70
INPOST SA	17,408	10.77	187,484.16
INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	81,288	4.63	376,769.88
RYANAIR HOLDINGS PLC	50,805	25.11	1,275,713.55
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	16,786	80.38	1,349,258.68
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	3,480	74.70	259,956.00
CONTINENTAL AG	6,262	63.60	398,263.20
DR ING HC F PORSCHE AG	5,800	45.50	263,900.00
FERRARI NV	7,221	347.70	2,510,741.70
MERCEDES-BENZ GROUP AG	43,736	53.20	2,326,755.20
MICHELIN	41,067	27.66	1,135,913.22
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	8,889	34.45	306,226.05
RENAULT SA	11,301	34.19	386,381.19
STELLANTIS NV	123,544	9.22	1,140,187.57
VOLKSWAGEN AG-PFD	11,635	89.36	1,039,703.60
ADIDAS AG	9,989	189.85	1,896,411.65
HERMES INTERNATIONAL	1,841	2,194.00	4,039,154.00
KERING	4,318	344.95	1,489,494.10
LVMH	14,794	620.80	9,184,115.20
MONCLER SPA	12,416	53.46	663,759.36
ACCOR	12,281	42.21	518,381.01
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	25,319	68.00	1,721,692.00
DELIVERY HERO SE	8,935	22.53	201,305.55
FDJ UNITED	5,332	26.12	139,271.84
SODEXO	4,698	52.05	244,530.90
BOLLORE SE	51,405	4.91	252,809.79
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	4,054	79.65	322,901.10
PUBLICIS GROUPE	13,443	87.70	1,178,951.10
SCOUT24 SE	4,128	102.30	422,294.40
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	63,039	23.77	1,498,437.03
D'IETEREN GROUP	1,617	159.80	258,396.60
INDITEX	62,116	48.78	3,030,018.48
PROSUS	75,028	58.90	4,419,149.20

ZALANDO SE	11,285	26.59	300,068.15	
CARREFOUR	30,831	12.94	399,107.29	
JERONIMO MARTINS	20,521	20.24	415,345.04	
KESKO OYJ-B SHS	14,326	19.21	275,202.46	
KONINKLIJKE AHOLD NV	52,445	36.79	1,929,451.55	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	58,237	52.86	3,078,407.82	
DANONE (GROUPE)	38,398	78.24	3,004,259.52	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	47,108	5.81	274,074.34	
HEINEKEN HOLDING NV	7,127	60.90	434,034.30	
HEINEKEN NV	16,000	70.10	1,121,600.00	
JDE PEET'S BV	9,274	31.50	292,131.00	
KERRY GROUP PLC-A	11,061	83.05	918,616.05	
LOTUS BAKERIES	24	8,250.00	198,000.00	
PERNOD-RICARD	11,584	88.72	1,027,732.48	
BEIERSDORF AG	5,845	96.40	563,458.00	
HENKEL AG & CO KGAA	6,247	65.95	411,989.65	
HENKEL AG & CO KGAA -PFD	10,083	72.10	726,984.30	
LOREAL	14,010	375.25	5,257,252.50	
BIOMERIEUX	2,374	113.70	269,923.80	
ESSILORLUXOTTICA	17,681	312.10	5,518,240.10	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	13,908	46.49	646,582.92	
FRESENIUS SE&CO KGAA	23,936	48.97	1,172,145.92	
KONINKLIJKE PHILIPS	46,729	24.78	1,157,944.62	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	17,834	49.36	880,286.24	
ARGENX SE	3,612	704.60	2,545,015.20	
BAYER	54,521	27.58	1,503,689.18	
EUROFINS SCIENTIFIC	6,490	62.64	406,533.60	
GRIFOLS SA	14,240	11.38	162,122.40	
IPSEN	1,866	121.20	226,159.20	
MERCK KGAA	7,010	115.25	807,902.50	
ORION OYJ-CLASS B	5,393	68.00	366,724.00	
QIAGEN N.V.	12,358	42.27	522,372.66	
RECORDATI SPA	5,195	51.30	266,503.50	
SANOFI	63,096	86.61	5,464,744.56	
SARTORIUS AG-VORZUG	1,716	238.20	408,751.20	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1,435	211.50	303,502.50	
UCB (GROUPE)	6,756	246.40	1,664,678.40	
ABN AMRO BANK NV-CVA	30,543	24.76	756,244.68	
AIB GROUP PLC	116,846	7.44	869,918.47	
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	114,500	7.03	804,935.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA	330,633	16.96	5,607,535.68	
BANCO BPM SPA	61,107	12.16	743,061.12	

BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	480,466	0.75	362,655.73
BANCO DE SABADELL SA	279,050	3.09	864,217.85
BANCO SANTANDER SA	876,528	8.39	7,357,576.03
BANK OF IRELAND GROUP PLC	45,947	13.21	606,959.87
BANKINTER SA	39,818	12.68	504,892.24
BNP PARIBAS	59,550	68.72	4,092,276.00
BPER BANCA SPA	84,618	9.47	802,009.40
CAIXABANK	230,879	8.74	2,017,882.46
COMMERZBANK AG	44,270	29.74	1,316,589.80
CREDIT AGRICOLE SA	64,475	16.39	1,056,745.25
ERSTE GROUP BANK AG	17,989	82.70	1,487,690.30
FINECOBANK SPA	31,097	19.05	592,553.33
ING GROEP NV-CVA	175,577	20.58	3,613,374.66
INTESA SANPAOLO	824,163	5.45	4,491,688.35
KBC GROEP NV	12,855	101.10	1,299,640.50
NORDEA BANK ABP	180,364	14.67	2,646,841.70
SOCIETE GENERALE	41,916	53.58	2,245,859.28
UNICREDIT SPA	81,099	62.37	5,058,144.63
ADYEN NV	1,479	1,494.20	2,209,921.80
AMUNDI SA	2,812	65.80	185,029.60
BANCA MEDIOLANUM SPA	18,889	16.73	316,012.97
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	12,309	14.66	180,449.94
DEUTSCHE BANK NAMEN	103,335	28.77	2,973,464.62
DEUTSCHE BOERSE	11,288	226.40	2,555,603.20
EDENRED	15,236	25.19	383,794.84
EURONEXT NV	4,500	127.10	571,950.00
EXOR NV	6,325	76.00	480,700.00
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	5,582	78.15	436,233.30
NEXI SPA	36,598	4.68	171,315.23
SOFINA	752	244.40	183,788.80
AEGON LTD	94,195	6.41	604,166.73
AGEAS	8,621	57.25	493,552.25
ALLIANZ SE-REG	22,614	350.20	7,919,422.80
ASR NEDERLAND NV	9,000	57.26	515,340.00
AXA SA	100,240	39.39	3,948,453.60
GENERALI	49,435	32.56	1,609,603.60
HANNOVER RUECKVERSICHERUNG SE	3,628	255.40	926,591.20
MUENCHENER RUECKVERSICH.	7,773	546.60	4,248,721.80
NN GROUP NV	13,896	58.90	818,474.40
POSTE ITALIANE SPA	25,777	20.27	522,499.79
SAMPO OYJ-A SHS	141,617	9.78	1,386,147.19
TALANX AG	2,850	107.80	307,230.00

	UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	22,848	18.69	427,143.36	
	CAPGEMINI SA	9,097	126.50	1,150,770.50	
	DASSAULT SYSTEMES SA	38,993	26.21	1,022,006.53	
	NEMETSCHEK SE	3,320	103.80	344,616.00	
	SAP SE	60,393	242.00	14,615,106.00	
	NOKIA OYJ	300,315	5.24	1,575,452.49	
	CELLNEX TELECOM SA	30,696	29.39	902,155.44	
	DEUTSCHE TELEKOM	201,604	29.31	5,909,013.24	
	ELISA A	7,825	40.12	313,939.00	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	14,877	9.85	146,538.45	
	KPN (KON.)	227,886	4.13	941,169.18	
	ORANGE	104,881	14.15	1,484,066.15	
	TELECOM ITALIA ORD	489,749	0.49	241,397.28	
	TELEFONICA	229,139	4.57	1,047,165.23	
	ACCIONA SA	1,278	190.50	243,459.00	
	E.ON SE	125,722	16.03	2,015,952.27	
	EDP RENOVAVEIS SA	15,623	13.32	208,098.36	
	EDP SA	189,324	4.41	835,486.81	
	ELIA GROUP SA/NV	2,940	107.20	315,168.00	
	ENDESA	17,138	29.20	500,429.60	
	ENEL	476,463	8.52	4,060,417.68	
	ENGIE	100,827	19.80	1,996,374.60	
	FORTUM OYJ	26,655	18.00	479,923.27	
	IBERDROLA SA	367,290	17.04	6,258,621.60	
	REDEIA CORP SA	23,296	16.70	389,043.20	
	RWE STAMM	38,586	40.44	1,560,417.84	
	SNAM SPA	115,930	5.37	622,544.10	
	TERNA SPA	80,424	9.08	730,571.61	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	34,524	29.65	1,023,636.60	
	VERBUND AG	3,916	65.10	254,931.60	
	ASM INTERNATIONAL NV	2,832	544.00	1,540,608.00	
	ASML HOLDING NV	22,652	887.70	20,108,180.40	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	4,300	144.25	620,275.00	
	INFINEON TECHNOLOGIES	77,479	33.42	2,589,348.18	
	STMICROELECTRONICS NV	37,319	21.89	816,912.91	
	LEG IMMOBILIEN SE	3,774	69.55	262,481.70	
	VONOVIA SE	43,373	27.66	1,199,697.18	
	ユーロ 小計	11,331,340		347,819,098.04 (61,696,151,610)	
イギリスポンド	BP PLC	906,300	4.36	3,960,077.85	
	SHELL PLC-NEW	343,314	28.40	9,751,834.17	
	ANGLO AMERICAN PLC	65,188	28.65	1,867,636.20	

ANTOFAGASTA PLC	22,358	26.42	590,698.36
FRESNILLO PLC	4,000	21.90	87,600.00
GLENCORE PLC	587,098	3.45	2,025,488.10
MONDI PLC	23,525	8.44	198,645.10
RIO TINTO PLC REG	65,081	53.01	3,449,943.81
ASHTED GROUP PLC	25,115	52.92	1,329,085.80
BAE SYSTEMS PLC	169,963	18.71	3,180,857.54
BUNZL PLC	19,312	24.46	472,371.52
DCC PLC	3,974	49.80	197,905.20
MELROSE INDUSTRIES PLC	75,000	6.33	474,750.00
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	490,992	11.08	5,442,646.32
SMITHS GROUP PLC	20,046	24.80	497,140.80
SPIRAX GROUP PLC	3,672	69.35	254,653.20
EXPERIAN PLC	52,941	36.38	1,925,993.58
INTERTEK GROUP PLC	10,295	50.20	516,809.00
RELX PLC	107,318	34.48	3,700,324.64
RENTOKIL INITIAL PLC	159,478	4.41	703,616.93
BARRATT REDROW PLC	79,405	4.05	322,304.89
COMPASS GROUP PLC	100,770	25.90	2,609,943.00
ENTAIN PLC	33,614	8.11	272,743.99
INTERCONTINENTAL HOTELS	8,641	92.20	796,700.20
PEARSON	34,302	11.18	383,496.36
WHITBREAD PLC	10,170	31.25	317,812.50
AUTO TRADER GROUP PLC	60,593	8.16	494,438.88
INFORMA PLC	79,688	9.41	750,501.58
WPP PLC	56,693	3.62	205,682.20
JD SPORTS FASHION PLC	114,330	1.00	114,615.82
KINGFISHER PLC	96,593	3.11	300,500.82
NEXT PLC	7,235	131.55	951,764.25
MARKS & SPENCER GROUP PLC	118,754	4.04	480,241.17
SAINSBURY (J) PLC	82,018	3.40	279,517.34
TESCO PLC	393,967	4.45	1,755,516.95
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	20,881	22.86	477,339.66
BRITISH AMERICAN TOBACCO	117,144	38.63	4,525,272.72
COCA-COLA HBC AG-CDI	14,115	34.76	490,637.40
DIAGEO	127,224	18.26	2,323,110.24
IMPERIAL BRANDS PLC	45,617	30.21	1,378,089.57
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	39,541	59.00	2,332,919.00
UNILEVER PLC	141,444	46.85	6,626,651.40
SMITH & NEPHEW PLC	54,631	13.77	752,268.87
ASTRAZENECA	90,835	124.96	11,350,741.60
GSK PLC	238,969	16.46	3,934,624.58

	HALEON PLC	503,805	3.51	1,769,363.16	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	8,586	17.70	151,972.20	
	BARCLAYS	820,567	3.86	3,173,132.58	
	HSBC HOLDINGS PLC (GB)	1,014,001	9.92	10,067,001.92	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	3,573,042	0.85	3,053,521.69	
	NATWEST GROUP PLC	450,344	5.45	2,457,076.86	
	STANDARD CHARTERED PLC	115,810	14.02	1,623,656.20	
	3I GROUP PLC	54,349	43.54	2,366,355.46	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	28,035	93.46	2,620,151.10	
	M&G PLC	118,170	2.62	309,959.91	
	SCHRODERS PLC	42,161	3.72	156,838.92	
	WISE PLC - A	45,000	9.93	447,075.00	
	ADMIRAL GROUP PLC	15,031	33.04	496,624.24	
	AVIVA PLC	180,469	6.65	1,201,562.60	
	LEGAL & GENERAL GROUP	328,066	2.38	782,109.34	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	43,255	6.67	288,727.12	
	PRUDENTIAL	158,898	10.20	1,621,554.09	
	THE SAGE GROUP PLC	56,360	11.65	656,594.00	
	HALMA PLC	20,296	35.18	714,013.28	
	BT GROUP PLC	373,976	1.86	698,961.14	
	VODAFONE GROUP PLC	1,157,830	0.87	1,018,427.26	
	CENTRICA PLC	270,000	1.78	482,220.00	
	NATIONAL GRID PLC	275,331	11.47	3,158,046.57	
	SEVERN TRENT PLC	14,219	28.06	398,985.14	
	SSE PLC	65,158	19.08	1,243,540.43	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	34,716	12.14	421,452.24	
	イギリスポンド 小計	15,089,619		126,234,435.56 (25,691,232,325)	
スイスフラン	AMRIZE LTD	30,195	38.25	1,154,958.75	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	268	573.00	153,564.00	
	GIVAUDAN-REG	533	3,544.00	1,888,952.00	
	HOLCIM LTD	30,195	68.02	2,053,863.90	
	SIG GROUP AG	16,000	8.74	139,920.00	
	SIKA AG-BR	8,973	176.95	1,587,772.35	
	ABB LTD	91,999	58.56	5,387,461.44	
	BELIMO HOLDING AG-REG	571	832.00	475,072.00	
	GEBERIT AG-REG	1,930	612.60	1,182,318.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,332	290.00	386,280.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	2,693	306.00	824,058.00	
	VAT GROUP AG	1,440	335.30	482,832.00	
	SGS SA	8,675	90.50	785,087.50	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	2,789	156.00	435,084.00	

	CIE FINANCIERE RICHEMON SA-(REGD)	30,511	161.90	4,939,730.90	
	SWATCH GROUP AG(BEARER)	1,572	177.20	278,558.40	
	AVOLTA AG	5,500	41.66	229,130.00	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	189	1,195.00	225,855.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	6	131,400.00	788,400.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG-PC	55	13,270.00	729,850.00	
	NESTLE SA - REGISTERED	149,189	80.64	12,030,600.96	
	ALCON INC	29,614	60.94	1,804,677.16	
	SONOVA HOLDING AG-REG	2,788	228.30	636,500.40	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	6,820	89.36	609,435.20	
	GALDERMA GROUP AG	7,246	139.70	1,012,266.20	
	LONZA GROUP AG-REG	4,282	574.00	2,457,868.00	
	NOVARTIS	109,174	104.52	11,410,866.48	
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,944	283.20	550,540.80	
	ROCHE HOLDING GENUSS	40,615	271.60	11,031,034.00	
	SANDOZ GROUP AG	24,188	49.17	1,189,323.96	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	1,564	93.30	145,921.20	
	JULIUS BAER GROUP LTD	11,775	52.90	622,897.50	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,287	978.80	1,259,715.60	
	UBS GROUP AG	187,203	30.40	5,690,971.20	
	BALOISE HOLDING AG - REG	2,334	199.40	465,399.60	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	2,500	197.60	494,000.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,612	870.60	1,403,407.20	
	SWISS RE LTD	17,799	149.40	2,659,170.60	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	8,505	568.20	4,832,541.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	8,298	88.20	731,883.60	
	SWISSCOM	1,342	587.50	788,425.00	
	BKW AG	1,065	183.50	195,427.50	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,135	115.70	594,119.50	
	スイスフラン 小計	861,705		86,745,740.90 (16,654,314,795)	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	15,440	427.70	6,603,688.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	5,106	353.80	1,806,502.80	
	SCA SV CELLULOSA B	34,632	125.85	4,358,437.20	
	ADDTECH AB-B SHARES	15,005	322.20	4,834,611.00	
	ALFA LAVAL AB	18,494	462.50	8,553,475.00	
	ASSA ABLOY AB-B	57,678	361.80	20,867,900.40	
	ATLAS COPCO A	156,971	164.40	25,806,032.40	
	ATLAS COPCO B	85,638	144.25	12,353,281.50	
	BEIJER REF AB	23,000	151.20	3,477,600.00	
	EPIROC AB-A	37,140	222.00	8,245,080.00	
	EPIROC AB-B	22,442	198.40	4,452,492.80	

	INDUTRADE AB	14,669	260.40	3,819,807.60	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	8,081	242.00	1,955,602.00	
	LIFCO AB-B SHS	13,590	347.40	4,721,166.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	80,939	37.38	3,025,499.82	
	SAAB AB-B	16,524	492.35	8,135,591.40	
	SANDVIK AB	57,047	284.70	16,241,280.90	
	SKANSKA B	19,869	264.60	5,257,337.40	
	SKF AB-B	18,340	242.90	4,454,786.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	10,024	381.60	3,825,158.40	
	VOLVO B	94,823	258.00	24,464,334.00	
	SECURITAS B	25,545	142.70	3,645,271.50	
	EVOLUTION AB	9,622	673.80	6,483,303.60	
	HENNES & MAURITZ B	33,524	180.40	6,047,729.60	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	37,905	267.90	10,154,749.50	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	9,481	314.40	2,980,826.40	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN A	87,690	181.05	15,876,274.50	
	SVENSKA HANDELSBK A	81,670	122.20	9,980,074.00	
	SWEDBANK AB-A	50,623	288.90	14,624,984.70	
	EQT AB	22,258	322.60	7,180,430.80	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	6,848	395.40	2,707,699.20	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	8,631	396.00	3,417,876.00	
	INVESTOR AB-B SHS	102,079	313.25	31,976,246.75	
	LUNDBERGS AB-B SHS	4,093	512.50	2,097,662.50	
	ERICSSON (LM) B	160,922	89.76	14,444,358.72	
	HEXAGON AB-B SHS	127,535	113.25	14,443,338.75	
	TELE2 AB-B SHS	34,520	153.25	5,290,190.00	
	TELIA CO AB	138,487	37.58	5,204,341.46	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	32,478	73.74	2,394,927.72	
	SAGAX AB-B	16,138	222.00	3,582,636.00	
	スウェーデンクローナ 小計	1,795,501		339,792,586.32 (5,535,221,231)	
ノルウェーク ローネ	AKER BP ASA	17,052	266.70	4,547,768.40	
	EQUINOR ASA	45,759	248.30	11,361,959.70	
	NORSK HYDRO	72,015	70.88	5,104,423.20	
	YARA INTERNATIONAL ASA	9,449	374.70	3,540,540.30	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	30,835	293.80	9,059,323.00	
	MOWI ASA	25,213	230.60	5,814,117.80	
	ORKLA	39,803	106.20	4,227,078.60	
	SALMAR ASA	3,135	605.00	1,896,675.00	
	DNB BANK ASA	49,008	259.90	12,737,179.20	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	11,153	280.60	3,129,531.80	
	TELENOR ASA	38,789	165.10	6,404,063.90	

ノルウェークローネ 小計		342,211		67,822,660.90 (1,039,043,164)	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	21,687	408.00	8,848,296.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	4,280	235.35	1,007,298.00	
	VESTAS WIND SYSYEMS A/S	63,220	122.10	7,719,162.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S - A	152	13,170.00	2,001,840.00	
	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	251	13,190.00	3,310,690.00	
	DSV A/S	11,813	1,420.50	16,780,366.50	
	PANDORA A/S	4,480	883.00	3,955,840.00	
	CARLSBERG AS-B	5,476	792.60	4,340,277.60	
	COLOPLAST-B	6,800	605.60	4,118,080.00	
	DEMANT A/S	4,463	235.20	1,049,697.60	
	GENMAB A/S	3,603	1,938.00	6,982,614.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	185,341	343.00	63,571,963.00	
	DANSKE BANK A/S	38,806	274.20	10,640,605.20	
	TRYG A/S	16,595	162.70	2,700,006.50	
	ORSTED A/S	30,632	117.55	3,600,791.60	
デンマーククローネ 小計		397,599		140,627,528.00 (3,339,903,790)	
オーストラリアドル	SANTOS	176,138	6.45	1,136,090.10	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	105,494	24.17	2,549,789.98	
	BHP GROUP LTD	297,533	43.01	12,796,894.33	
	BLUESCOPE STEEL LTD	21,549	21.51	463,518.99	
	EVOLUTION MINING LTD	106,856	10.62	1,134,810.72	
	FORTESCUE LTD	97,584	20.84	2,033,650.56	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	34,193	33.41	1,142,388.13	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	76,240	24.11	1,838,146.40	
	RIO TINTO LTD	22,145	129.90	2,876,635.50	
	SOUTH32 LTD	246,137	3.18	782,715.66	
	SGH LTD	13,000	48.90	635,700.00	
	BRAMBLES LTD	82,936	24.67	2,046,031.12	
	COMPUTERSHARE LIMITED	28,589	37.23	1,064,368.47	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	39,948	10.59	423,049.32	
	TRANSURBAN GROUP	188,093	14.95	2,811,990.35	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	31,473	64.75	2,037,876.75	
	LOTTERY CORP LTD/THE	123,601	5.62	694,637.62	
	CAR GROUP LTD	23,075	35.72	824,239.00	
	REA GROUP LTD	3,000	222.16	666,480.00	
	WESFARMERS LTD	67,388	91.97	6,197,674.36	
	COLES GROUP LTD	82,651	23.07	1,906,758.57	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	69,391	26.82	1,861,066.62	
	COCHLEAR LIMITED	4,360	291.32	1,270,155.20	

	PRO MEDICUS LTD	3,869	281.81	1,090,322.89	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	325,143	3.11	1,011,194.73	
	SONIC HEALTHCARE LTD	25,969	21.64	561,969.16	
	CSL LIMITED	27,315	217.55	5,942,378.25	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	175,836	36.99	6,504,173.64	
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	95,896	171.66	16,461,507.36	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	177,800	43.38	7,712,964.00	
	WESTPAC BANKING	203,007	38.88	7,892,912.16	
	ASX LTD	11,055	56.90	629,029.50	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	20,897	225.99	4,722,513.03	
	WASHINGTON H SOUL PATTINSON	19,845	37.82	750,537.90	
	INSURANCE AUSTRALIA GRP.	137,266	7.98	1,095,382.68	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	129,252	4.77	616,532.04	
	QBE INSURANCE GROUP	95,484	20.21	1,929,731.64	
	SUNCORP GROUP LTD	56,794	19.80	1,124,521.20	
	WISETECH GLOBAL LTD	10,651	83.10	885,098.10	
	XERO LTD	8,985	150.46	1,351,883.10	
	TELSTRA GROUP LTD	192,953	4.92	949,328.76	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	106,215	12.53	1,330,873.95	
	オーストラリアドル 小計	3,765,606		111,757,521.84 (11,115,403,122)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	108,149	8.20	886,821.80	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	36,015	35.75	1,287,536.25	
	INFRATIL LTD	53,502	12.34	660,214.68	
	CONTACT ENERGY LTD	38,610	9.44	364,478.40	
	MERIDIAN ENERGY LTD	64,034	5.93	379,721.62	
	ニュージーランドドル 小計	300,310		3,578,772.75 (314,430,973)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	178,448	50.90	9,083,003.20	
	SWIRE PACIFIC A	31,000	65.35	2,025,850.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	84,500	96.20	8,128,900.00	
	MTR CORP	82,500	27.42	2,262,150.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	81,000	27.82	2,253,420.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	117,000	38.02	4,448,340.00	
	SANDS CHINA LTD	127,000	19.23	2,442,210.00	
	WH GROUP LTD	446,619	7.30	3,260,318.70	
	BOC HONG KONG HOLDINGS -R	246,000	37.06	9,116,760.00	
	HANG SENG BANK	39,600	151.80	6,011,280.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	69,800	421.80	29,441,640.00	
	AIA GROUP LTD	617,200	70.90	43,759,480.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	32,000	51.20	1,638,400.00	
	CLP HOLDINGS	100,000	65.95	6,595,000.00	

	HONG KONG & CHINA GAS	608,990	7.24	4,409,087.60	
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	73,500	49.90	3,667,650.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	86,448	38.00	3,285,024.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMEN	79,761	27.56	2,198,213.16	
	SINO LAND CO	198,600	10.21	2,027,706.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	80,000	93.50	7,480,000.00	
	WHARF HOLDINGS	77,000	20.64	1,589,280.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	81,000	22.58	1,828,980.00	
	香港ドル 小計	3,537,966		156,952,692.66 (3,082,550,883)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	80,200	9.62	771,524.00	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	74,800	8.48	634,304.00	
	YANGZIJANG SHIPBUILDING	154,500	3.34	516,030.00	
	SINGAPORE AIRLINES	73,350	6.63	486,310.50	
	GENTING SINGAPORE LTD	319,700	0.74	236,578.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	106,600	2.97	316,602.00	
	DBS GROUP	121,680	53.14	6,466,075.20	
	OCBC BANK	199,350	16.80	3,349,080.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	72,300	34.67	2,506,641.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	62,500	17.37	1,085,625.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	420,880	4.31	1,813,992.80	
	SEMBICORP INDUSTRIES LTD	49,000	6.45	316,050.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	153,900	2.65	407,835.00	
	シンガポールドル 小計	1,888,760		18,906,647.50 (2,223,610,812)	
イスラエルシェケル	ICL LTD	39,375	21.40	842,625.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,609	1,590.90	2,559,758.10	
	BANK HAPOLIM BM	80,240	64.84	5,202,761.60	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	82,181	64.10	5,267,802.10	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	64,227	31.98	2,053,979.46	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	8,698	209.40	1,821,361.20	
	PHOENIX FINANCIAL LTD	13,075	122.80	1,605,610.00	
	NICE LTD	4,274	439.50	1,878,423.00	
	NOVA LTD	1,538	1,090.00	1,676,420.00	
	AZRIELI GROUP	2,465	348.30	858,559.50	
	イスラエルシェケル 小計	297,682		23,767,299.96 (1,103,869,869)	
	合 計	63,277,923		668,426,144,545 (668,426,144,545)	

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWA WRT	1,063.00	—	

新株予約権証券	カナダドル 小計		1,063.00	— (一)	
新株予約権証券合計				— (一)	
投資信託受益証券	オーストラリアドル	APA GROUP	89,221	811,911.10	
	オーストラリアドル 小計		89,221	811,911.10 (80,752,678)	
	香港ドル	HKT TRUST AND HKT LTD	185,000	2,084,950.00	
	香港ドル 小計		185,000	2,084,950.00 (40,948,418)	
投資信託受益証券合計			274,221	121,701,096 (121,701,096)	
投資証券	アメリカドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	9,648	742,027.68	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	20,363	677,884.27	
		AMERICAN TOWER CORPORATION	27,444	5,222,593.20	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	34,530	721,331.70	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	8,522	1,610,998.88	
		BXP INC	7,893	581,950.89	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	6,427	674,706.46	
		CROWN CASTLE INC	24,878	2,444,761.06	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	19,438	3,409,230.82	
		EQUINIX INC	5,719	4,757,807.67	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	11,689	712,912.11	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	18,842	1,193,263.86	
		ESSEX PROPERTY TRUST	3,594	947,953.44	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	12,405	1,870,798.05	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	15,190	684,309.50	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	40,061	742,730.94	
		INVITATION HOMES INC	35,025	1,012,572.75	
		IRON MOUNTAIN INC	17,826	1,852,656.18	
		KIMCO REALTY CORP	35,658	792,320.76	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	6,844	920,038.92	
		PROLOGIS INC	52,619	6,617,891.63	
		PUBLIC STORAGE	9,274	2,840,440.72	
		REALTY INCOME CORP	50,639	3,049,480.58	
		REGENCY CENTERS CORP	10,530	763,214.40	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	6,543	1,283,082.30	
		SIMON PROPERTY GROUP	19,471	3,479,662.41	
		SUN COMMUNITIES INC	8,130	1,002,754.20	
		UDR INC	17,830	647,407.30	
		VENTAS INC	23,600	1,651,056.00	
		VICI PROPERTIES INC	61,643	1,936,823.06	

		WELLTOWER INC	37,841	6,662,286.46	
		WP CAREY INC	14,129	959,359.10	
アメリカドル 小計			674,245	62,466,307.30 (9,537,980,461)	
ユーロ		COVIVIO(FP)	3,076	177,331.40	
		GECINA SA	2,719	226,084.85	
		KLEPIERRE	11,603	388,700.50	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	6,185	563,824.60	
ユーロ 小計			23,583	1,355,941.35 (240,516,876)	
イギリスポンド		LAND SECURITIES GROUP PLC	32,132	207,412.06	
		SEGRO PLC	79,162	577,882.60	
イギリスポンド 小計			111,294	785,294.66 (159,823,169)	
オーストラリアドル		GOODMAN GROUP	112,492	3,808,979.12	
		SCENTRE GROUP	297,027	1,247,513.40	
		STOCKLAND	158,290	1,065,291.70	
		VICINITY CENTERS	221,263	581,921.69	
オーストラリアドル 小計			789,072	6,703,705.91 (666,750,589)	
香港ドル		LINK REIT	147,800	5,991,812.00	
香港ドル 小計			147,800	5,991,812.00 (117,679,187)	
シンガポールドル		CAPITALAND ASCENDAS REIT	207,909	600,857.01	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	412,672	998,666.24	
シンガポールドル 小計			620,581	1,599,523.25 (188,119,929)	
投資証券合計			2,366,575	10,910,870,211 (10,910,870,211)	
合計				11,032,571,307 (11,032,571,307)	

有価証券明細表注記

1. 券面総額欄の数値は、証券数又は口数を表示しております。
2. 通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。
3. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
4. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
5. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 526銘柄	98.2%	—	—	—	75.5%
	投資証券 32銘柄	—	—	—	1.8%	1.4%
カナダドル	株式 83銘柄	100.0%	—	—	—	3.4%

	新株予約権 1銘柄 証券	—	—	—	—	—
ユーロ	株式 213銘柄	99.6%	—	—	—	9.1%
	投資証券 4銘柄	—	—	—	0.4%	0.0%
イギリスポンド	株式 71銘柄	99.4%	—	—	—	3.8%
	投資証券 2銘柄	—	—	—	0.6%	0.0%
スイスフラン	株式 43銘柄	100.0%	—	—	—	2.5%
スウェーデンクローナ	株式 40銘柄	100.0%	—	—	—	0.8%
ノルウェークローネ	株式 11銘柄	100.0%	—	—	—	0.2%
デンマーククローネ	株式 15銘柄	100.0%	—	—	—	0.5%
オーストラリアドル	株式 42銘柄	93.7%	—	—	—	1.6%
	投資信託受益証券 1銘柄	—	—	0.7%	—	0.0%
	投資証券 4銘柄	—	—	—	5.6%	0.1%
ニュージーランドドル	株式 5銘柄	100.0%	—	—	—	0.0%
香港ドル	株式 22銘柄	95.1%	—	—	—	0.5%
	投資信託受益証券 1銘柄	—	—	1.3%	—	0.0%
	投資証券 1銘柄	—	—	—	3.6%	0.0%
シンガポールドル	株式 13銘柄	92.2%	—	—	—	0.3%
	投資証券 2銘柄	—	—	—	7.8%	0.0%
イスラエルシェケル	株式 10銘柄	100.0%	—	—	—	0.2%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

2【ファンドの現況】

【DC外国株式インデックスファンドL】

【純資産額計算書】

(2025年11月28日現在)

I 資産総額	282,722,517,536円
II 負債総額	348,650,388円
III 純資産総額（I－II）	282,373,867,148円
IV 発行済口数	25,147,645,844口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	11.2286円
（1万口当たり純資産額）	（112,286円）

（参考）

外国株式マザーファンド

純資産額計算書

(2025年11月28日現在)

I 資産総額	718,157,419,733円
II 負債総額	532,850,452円
III 純資産総額（I－II）	717,624,569,281円
IV 発行済口数	78,119,355,499口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	9.1863円
（1万口当たり純資産額）	（91,863円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿

に記載又は記録するものとしします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとしします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2025年11月28日現在）

資本金の額 ：20億円

発行可能株式総数 ：12,000株

発行済株式総数 ：3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社が取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に對して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

〔PLAN（計画）〕

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部に

において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

[D0（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長は、ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会に報告されます。なお、運用・リスク委員会での報告のうち重要なものについては、経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は2026年 1月23日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2025年11月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	524	17,047,605
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	35	99,195
単位型公社債投資信託	49	153,909
合計	608	17,300,708

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は財務諸表等規則並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定に

に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第40期事業年度の中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位：百万円)	
		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	14,909		18,950
金銭の信託	18,596		18,214
前払費用	429		238
未収委託者報酬	10,943		12,164
未収運用受託報酬	5,967		6,523
未収収益	185		198
短期差入証拠金	3,660		2,476
その他	4,074		3,072
流動資産合計	58,767		61,839
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	219	※1 189
器具備品	※1	436	※1 338
その他	※1	—	※1 4
有形固定資産合計		655	532
無形固定資産			
ソフトウェア		7,463	7,143
その他		61	78
無形固定資産合計		7,524	7,221
投資その他の資産			
投資有価証券		5,753	7,241
関係会社株式		6,077	6,077
繰延税金資産		1,196	1,184
その他		31	31
投資その他の資産合計		13,058	14,534
固定資産合計		21,238	22,289
資産合計		80,005	84,128

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	86	66
未払金	8,475	8,472
未払収益分配金	0	0
未払手数料	5,524	6,159
その他未払金	2,951	2,313
未払費用	797	993
未払法人税等	694	1,743
賞与引当金	719	769
その他	957	705
流動負債合計	11,730	12,751
固定負債		
退職給付引当金	975	1,104
資産除去債務	154	154
その他	42	60
固定負債合計	1,171	1,319
負債合計	12,902	14,071
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	45,974	48,819
利益剰余金合計	48,574	51,419
株主資本合計	67,813	70,658
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	360	454
繰延ヘッジ損益	△1,071	△1,056
評価・換算差額等合計	△710	△601
純資産合計	67,103	70,057
負債・純資産合計	80,005	84,128

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	44,551	50,052
運用受託報酬	11,077	12,144
その他営業収益	356	369
営業収益合計	55,985	62,566
営業費用		
支払手数料	22,341	25,372
広告宣伝費	342	258
公告費	0	1
調査費	5,796	6,470
調査費	1,172	1,511
委託調査費	4,610	4,945
図書費	14	13
営業雑経費	5,887	6,296
通信費	78	126
印刷費	439	406
協会費	56	57
諸会費	29	45
情報機器関連費	5,193	5,570
その他営業雑経費	89	89
営業費用合計	34,369	38,399
一般管理費		
給料	6,981	7,585
役員報酬	385	476
給料・手当	5,432	5,753
賞与	1,163	1,355
退職給付費用	278	305
福利費	747	812
交際費	13	13
旅費交通費	191	175
租税公課	276	300
不動産賃借料	328	324
寄付金	0	—
減価償却費	2,239	2,501
業務委託費	1,544	1,399
諸経費	1,637	1,394
一般管理費合計	14,239	14,813
営業利益	7,376	9,353

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取利息	138	64
収益分配金	0	1
金銭の信託運用益	4,007	—
投資有価証券売却益	1	150
投資有価証券償還益	1	0
その他	12	27
営業外収益合計	4,162	243
営業外費用		
金銭の信託運用損	—	207
投資有価証券売却損	33	17
投資有価証券償還損	1	257
為替差損	1,273	660
デリバティブ費用	3,613	47
その他	3	107
営業外費用合計	4,925	1,296
経常利益	6,613	8,300
特別損失		
システム移行関連費用	—	147
特別損失合計	—	147
税引前当期純利益	6,613	8,153
法人税、住民税及び事業税	1,931	2,519
法人税等還付税額	—	△129
法人税等調整額	95	△25
法人税等合計	2,027	2,364
当期純利益	4,585	5,788

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当期変動額					
剰余金の配当			△3,367	△3,367	△3,367
当期純利益			4,585	4,585	4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,218	1,218	1,218

当期末残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
-------	-----	-------	--------	--------	--------

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当期変動額				
剰余金の配当				△3,367
当期純利益				4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	△560	△250	△250
当期変動額合計	310	△560	△250	968
当期末残高	360	△1,071	△710	67,103

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
当期変動額					
剰余金の配当			△2,943	△2,943	△2,943
当期純利益			5,788	5,788	5,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,845	2,845	2,845
当期末残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	360	△1,071	△710	67,103
当期変動額				
剰余金の配当				△2,943
当期純利益				5,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	94	14	108	108
当期変動額合計	94	14	108	2,954
当期末残高	454	△1,056	△601	70,057

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
建 物	220	百万円	253	百万円
器具備品	823	〃	942	〃
その他	—	〃	1	〃
計	1,044	〃	1,197	〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	利益剰余金	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	利益剰余金	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリ毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用してしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（（1）*2、*3及び（注2）、（注4）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,530	16,048	—	17,579
投資有価証券(*3)				
其他有価証券	—	4,517	—	4,517
資産計	1,530	20,565	—	22,096
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(268)	(262)	—	(530)
通貨関連取引	—	21	—	21
デリバティブ取引計	(268)	(241)	—	(509)

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額1,017百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は18,596百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額359百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2025年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,551	15,662	—	18,214
投資有価証券(*3)				
其他有価証券	—	3,785	—	3,785
資産計	2,551	19,448	—	21,999
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(128)	235	—	106
通貨関連取引	—	78	—	78
デリバティブ取引計	(128)	314	—	185

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額887百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額1,976百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（貸借対

照表計上額592百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

- (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付していません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算出した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
投資有価証券	876	887
関係会社株式	6,077	6,077

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	14,909	—	—	—
未収委託者報酬	10,943	—	—	—
未収運用受託報酬	5,967	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	1,829	807	—

当事業年度（2025年3月31日）

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,950	—	—	—
未収委託者報酬	12,164	—	—	—
未収運用受託報酬	6,523	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	2,053	2,400	—

(注4) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなした額	基準価額を時価とみなさなかった額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券 (その他有価証券)	-	-	△23	2,000	1,976	-	1,976	-

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,976百万円であります。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	6,077	6,077

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位:百万円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	3,394	2,593	800
小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	1,123	1,410	△287
小計	1,123	1,410	△287
合計	4,517	4,004	513

当事業年度（2025年3月31日）

（単位:百万円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	3,110	2,402	708
小計	3,110	2,402	708
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	2,651	2,712	△61
小計	2,651	2,712	△61
合計	5,762	5,115	647

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりませ

ん。
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非上場株式	876	887
組合出資金等	359	592

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	185	1	33

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	528	150	17

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,735	—	4	4
	英ポンド	288	—	0	0
	カナダドル	145	—	△0	△0
	スイスフラン	180	—	0	0
	香港ドル	217	—	0	0
	ユーロ	664	—	3	3
合計		8,231	—	10	10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2025年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,575	—	37	37
	英ポンド	141	—	0	0
	カナダドル	118	—	0	0
	スイスフラン	52	—	0	0
	香港ドル	166	—	1	1
	ユーロ	425	—	1	1
	買建				
	米ドル	139	—	△0	△0
	英ポンド	5	—	△0	△0
	カナダドル	6	—	△0	△0
	スイスフラン	5	—	△0	△0
	香港ドル	1	—	△0	△0
	ユーロ	16	—	0	0
合計		6,654	—	41	41

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	—	△268	△268
店頭	トータルリターンズ ワップ取引 売建	4,184	—	△262	△262
合計		14,490	—	△530	△530

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2025年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	9,848	—	△128	△128
店頭	トータルリターンズ ワップ取引 売建	6,179	—	235	235

合計	16,027	—	106	106
----	--------	---	-----	-----

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		2,126	—	1
	英ポンド		4,586	—	7
	スイスフラン		28	—	0
	香港ドル		83	—	0
	ユーロ		63	—	0
	シンガポールドル		448	—	1
合計			7,337	—	10

当事業年度（2025年3月31日）

当事業年度（2025年5月31日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引	投資有価証券 関係会社株式			
	売建				
	米ドル		1,947	—	13
	英ポンド		4,700	—	19
	スイスフラン		47	—	0
	香港ドル		122	—	0
	ユーロ		40	—	0
	シンガポールドル		449	—	3
	買建				
	米ドル		16	—	△0
香港ドル	94	—	△0		
合計			7,419	—	36

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	911	993
勤務費用	149	165
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	11	△150
退職給付の支払額	△85	△42
簡便法で計算した退職給付費用	1	0
退職給付債務の期末残高	993	970

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	993	970
未認識数理計算上の差異	△17	134
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104
退職給付引当金	975	1,104
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	149	165
利息費用	3	3
数理差異償却	0	1
簡便法で計算した退職給付費用	1	0
確定給付制度に係る退職給付費用	155	171

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.4%	2.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度122百万円、当事業年度134百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	63 百万円	104 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	220 "	235 "
退職給付引当金損金算入限度超過額	298 "	348 "
税務上の費用認識差額	256 "	94 "
繰延ヘッジ損益	472 "	486 "
その他	78 "	169 "
繰延税金資産 合計	1,390 "	1,437 "
繰延税金負債		
有価証券評価差額	△159 "	△209 "
その他	△35 "	△43 "
繰延税金負債 合計	△194 "	△252 "
繰延税金資産の純額	1,196 "	1,184 "

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が18百万円増加、繰延ヘッジ損益が13百万円増加、その他有価証券評価差額金が5百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が10百万円減少しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	—	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.06%
法人税等還付税額	—	△1.59%
その他	—	△0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	29.01%

(注)前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。
- 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

- 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 地域ごとの情報
 - 営業収益
内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223百万円

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	11,023百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

- (ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行（株）	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引	運用受託報酬	9,926	未収運用受託報酬	5,520
							投信販売代行手数料等	10,187	未払手数料	2,482

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
- ② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行（株）	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引	運用受託報酬	10,721	未収運用受託報酬	5,856
							投信販売代行手数料等	11,500	未払手数料	2,813

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
- ② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

- (エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（2024年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2025年3月31日）

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	22,367,677円92銭	23,352,414円83銭
1株当たり当期純利益金額	1,528,527円02銭	1,929,475円95銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年4月1日	当事業年度 （自 2024年4月1日
--	-----------------------	-----------------------

	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益	4,585百万円	5,788百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	4,585百万円	5,788百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

中間貸借対照表

(単位：百万円)

第40期中間会計期間末

(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		17,328
金銭の信託		21,058
未収委託者報酬		12,730
未収運用受託報酬		6,346
短期差入証拠金		2,629
その他		3,480
流動資産合計		63,574

固定資産

有形固定資産	※1	480
無形固定資産		
ソフトウェア		7,654
その他		84
無形固定資産合計		7,738

投資その他の資産

投資有価証券		6,744
関係会社株式		6,416
繰延税金資産		1,262
その他		31
投資その他の資産合計		14,455

固定資産合計		22,674
--------	--	--------

資産合計		86,248
------	--	--------

負債の部

流動負債

未払金		8,801
未払法人税等		1,519
賞与引当金		526
その他	※2	1,602
流動負債合計		12,450

固定負債

退職給付引当金		1,141
資産除去債務		154
その他		65
固定負債合計		1,361

負債合計		13,812
------	--	--------

(単位：百万円)

第40期中間会計期間末

(2025年9月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	17,239
資本剰余金合計	17,239
利益剰余金	
利益準備金	500
その他利益剰余金	
別途積立金	2,100
繰越利益剰余金	51,174
利益剰余金合計	53,774
株主資本合計	73,013
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	503
繰延ヘッジ損益	△1,081
評価・換算差額等合計	△577
純資産合計	72,436
負債・純資産合計	86,248

中間損益計算書

(単位：百万円)

第40期中間会計期間

(自 2025年4月1日

至 2025年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	25,098
運用受託報酬	5,803
その他営業収益	198
営業収益合計	31,100
営業費用	
一般管理費	※1 7,553
営業利益	4,473
営業外収益	※2 3,157
営業外費用	※3 2,992
経常利益	4,638
税引前中間純利益	4,638
法人税、住民税及び事業税	1,524
過年度法人税等	△150
法人税等調整額	△89
法人税等合計	1,284
中間純利益	3,354

中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本	
		資本剰余金

	資本金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658
当中間期変動額					
剰余金の配当			△999	△999	△999
中間純利益			3,354	3,354	3,354
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	－	－	2,354	2,354	2,354
当中間期末残高	500	2,100	51,174	53,774	73,013

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	454	△1,056	△601	70,057
当中間期変動額				
剰余金の配当				△999
中間純利益				3,354
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	48	△24	23	23
当中間期変動額合計	48	△24	23	2,378
当中間期末残高	503	△1,081	△577	72,436

注記事項

（重要な会計方針）

第40期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）	
1. 資産の評価基準及び評価方法	
（1）有価証券	
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法によっております。
	（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法によっております。
	なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
（2）デリバティブ	時価法によっております。
（3）金銭の信託	時価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	
（1）有形固定資産	
	定額法によっております。
（2）無形固定資産	
	定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間末
(2025年9月30日)

※1	有形固定資産の減価償却累計額	1,259百万円
※2	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年9月30日)

※1	減価償却実施額	
	有形固定資産	62百万円
	無形固定資産	1,102百万円
※2	営業外収益の主要項目	
	金銭の信託運用益	2,976百万円
※3	営業外費用の主要項目	
	デリバティブ費用	2,762百万円
	為替差損	215百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間末（2025年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（（1）*2及び（注2）、（注3）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	中間貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,966	18,092	—	21,058
投資有価証券(*2)				
その他有価証券	—	3,217	—	3,217
資産計	2,966	21,309	—	24,276
デリバティブ取引(*3)				
株式関連取引	(114)	(134)	—	(249)
通貨関連取引	—	(4)	—	(4)
デリバティブ取引計	(114)	(138)	—	(253)

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（中間貸借対照表計上額912百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（中間貸借対照表計上額1,987百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（中間貸借対照表計上額627百万円）は上記に含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（2）時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸に

については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付していません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

（注2）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

区分		中間貸借対照表計上額 (単位：百万円)
投資有価証券		912
関係会社株式		6,416

（注3）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報
第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額と時価とをみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券(その他有価証券)	1,976	-	10	-	1,987	-	1,987	-

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,987百万円であります。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間末（2025年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	6,077
関連会社株式	338
合計	6,416

2. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,833	2,106	727
小計	2,833	2,106	727
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,371	2,406	△35
小計	2,371	2,406	△35
合計	5,204	4,512	692

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額912百万円）及び組合出資金等（中間貸借対照表計上額627百万円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
----	---------------	---------------------	-------------	---------------

	為替予約取引 売建				
店頭	米ドル	6,208	—	△6	△6
	英ポンド	127	—	0	0
	カナダドル	83	—	0	0
	スイスフラン	46	—	0	0
	香港ドル	152	—	0	0
	ユーロ	342	—	0	0
合計		6,960	—	△5	△5

（注）上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2)株式関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	11,572	—	△114	△114
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	5,235	—	△134	△134
合計		16,807	—	△249	△249

（注）上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド スイスフラン 香港ドル ユーロ	投資有価証券	739 830 31 27 52	— — — — —	△0 1 0 0 0
合計			1,681	—	0

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,312百万円

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	24,145,344円27銭
1株当たり中間純利益	1,118,322円76銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	3,354百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	3,354百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ

と。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2026年 1月23日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称：三井住友信託銀行株式会社

②資本金の額：342,037百万円（2025年3月末日現在）

③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2025年3月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・

償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

- ①名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ②設立年月日 : 2000年6月20日
- ③資本金の額 : 51,000百万円（2025年3月末日現在）
- ④事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ⑤再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。
 - ①ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ②本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
 - ③交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。
 - ④ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ⑤ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットやSNSのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）、名称や利用上の注意事項等を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。

- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田 中 洋 一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月5日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島紀子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC外国株式インデックスファンドLの2024年10月25日から2025年10月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC外国株式インデックスファンドLの2025年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファン드는継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月1日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

成 田 慎 一 郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。